
令和元年 6 月 宇美町議会定例会会議録 (第3日)

令和元年6月13日 (木曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (14名)

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
7番 時任 裕史	8番 黒川 悟
9番 脇田 義政	10番 小林 征男
11番 飛賀 貴夫	12番 白水 英至
13番 南里 正秀	14番 古賀ひろ子

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典	
書記 太田 美和	書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木原 忠	副町長 …………… 高場 英信
教育長 …………… 佐々木壮一朗	総務課長兼福祉課長 …… 佐伯 剛美
政策経営課長 …………… 工藤 正人	財産活用課長 …………… 中西 敏光
まちづくり課長 …………… 丸田 宏幸	税務課長 …………… 江崎 浩二
会計課長 …………… 藤井 則昭	住民課長 …………… 八島 勝行
健康づくり課長 …………… 飯西 美咲	子育て支援課長 …………… 安川 禎幸

環境課長 …………… 太田 一男 農林振興課長 …………… 瓦田 浩一
建設・都市計画課長 …… 藤木 浩一 上下水道課長 …………… 藤木 義和
学校教育課長 …………… 原田 和幸 社会教育課長 …………… 安川 忠行
町制施行100周年事業推進事務局長 …………… 安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第3号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

12番、白水議員。

○12番（白水英至君） 皆さん、おはようございます。12番、白水でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

元号も平成から令和に変わり新しい時代がやってきました。平成の初め、バブルが崩壊して衰退、停滞の時代に入り、経済格差も増大しました。少子高齢化が進み社会保障制度への不安も高まり、子どもの出生数は90年代後半から2010年代にかけて急速に減少しました。

一方、平均寿命は延び、総人口に占める65歳以上の割合は2倍以上となりました。今後こういった現象は続いていくと思います。

福岡市近隣では、人口がふえていないところは宇美町だけでございます。魅力あるまちづくりを真剣に考えていかなければ、衰退していくのではないかと懸念をしております。そういった観点から質問をしたいと思います。

それでは、魅力あるまちづくりについて質問いたします。

少子高齢化が進み、人口減少がとめられない時代がやってきました。魅力的で持続可能な地域をつくっていくかは、地方の知恵と力量が求められています。魅力あるまちづくりを考えていかないと、人口流出にもつながると思います。今後のまちづくり計画をお尋ねします。

まず初めに、少子化対策についてお尋ねします。

当町の子ども的人口が減少していると思いますが、将来はどのような推移になるのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） それでは、子育て支援課より回答いたします。

平成28年度に策定いたしました宇美町人口ビジョンによりますと、10年後、令和10年の推計の人口としては、5.75%減少、そのうちの15歳以下の人口、いわゆる年少人口と言われるものですが、19.21%減少するのではと推計されるところでございます。

直近の町の人口の推移につきましては、平成25年から29年度の過去5年間の年度末の人口を比較いたしますと、総人口で461人、年少人口では238人減少しているという状況でございます。

ただし、転入から転出を差し引きます、いわゆる人口の社会増を見てもみますと、年少人口は5年間で157人増加しているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） それでは、子どもが若干ふえているということを知りましたが、今後子どもをふやすには、どのような対策を考えておられるかをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 第6次総合計画の後期実践計画の重点目標であります「安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備」の実現のため、子ども・子育て支援事業計画におきまして、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、子どもの健やかな成長を支える環境づくり、子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくりを基本目標としているところでございます。

宇美町では、宇美町子ども・子育て支援事業計画「うみっ子未来プラン」を平成27年度に策定しております。その中で計画的に進めてまいったところでございますが、まず保育施設建設等による待機児童の解消ということで、平成27年度以降、私立も含めまして新設7園、造設1園を行いまして、定員を拡大しているところでございます。

それから、平成27年度におきまして、うみハピネスに子育て支援課が移転いたしましたが、それにあわせまして子育ての拠点化を、うみハピネスを拠点化するというところで詰めておるところでございますが、子育て支援センターゆうゆうを移転、それからファミリーサポートセンターの移設を行いまして、ハピネスの拠点化を図っているところでございます。

それから、平成28年度、子どもを見守る地域ネットワークの強化事業、これは養育支援訪問事業を行っております。29年度におきましては、放課後児童クラブの受け入れを小学校6年生まで拡大いたしまして、あわせまして保育所等の利用者支援事業、いわゆる保育コンシェルジュの配置を行っております。

それから、平成30年度子育て世代包括支援センターをハピネスに設置しているといった取り

組みを行っております。これによりまして、平成31年度、4月1日現在の待機児童はゼロとなっており、またハピネス移転後の子育て支援センターゆうゆうの利用者は、移転前と比較しまして利用者は17%増、登録者は3倍増となっております。

また、31年1月に開設しました子育て世代包括支援センターでは、3月まで138件の相談を受け付けしておるといった状況でございます。

現在、実は先ほどの「うみっ子未来プラン」の第2期を策定しております。これで今後の子育て支援の計画を事業化するといったところで、計画の策定を現在行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） それでは、出産祝い金、これは支給しているのか、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 今、御質問の出産祝い金及びそれに類する奨励金というところで、例えば保険給付以外に町独自でやっている奨励金等につきましては、宇美町では現在支給しておらんという状況でございます。糟屋管内の市町につきましても同様でございます。

福岡県内で出産祝い金の支給を行っている市町村は、田川市、八女市、筑後市、豊前市、みやま市、添田町等となっているところでございます。この中で支給額が一番高いというのは添田町で、ある一定の条件を満たした上で、出生児1人につき10万円、それ以降の出生児についても、それ以上の金額の支給がなされているというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 出産祝い金というのはないということですが、出産祝い金をもう支給できないでしょうかという質問ですが、子どもを産むたびに1人、2人、3人とふやしていけたらいいと思います。

少子化の背景には、教育費などを十分に確保できないなどの理由から、第2子以降の出産をためらう2人の壁があるとされております。先ほど課長のほうから答弁がありましたように、福岡県添田町も出生児に1人につき5万円、3人目から20万円、4人目は50万円支給しております。そのほかに育児奨励金3人以上、月額1万円支給しているそうです。

ちなみに、茨城県のある町では、2人目からは50万円、3人目からは100万円、岡山県のある町では、2人目は2万円、3人目は50万円、4人目で100万円となっております。極端な例も挙げましたが、本当に少子化をとめるには、思い切ったことをやらなければならないと思っております。

先ほど、ここ近隣では支給していることはないとおっしゃっていましたが、思い切ったことをしている自治体は、地域の少子化や過疎化対策が喫緊の課題となっているからだとは思

ますが、少子化をとめるには、早い段階からの対策をとったほうがいいと思いますが、どうお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 先ほどの出産祝い金でございますが、当町で出産祝い金を実施した場合、これにつきましては、国・県の補助金・交付金の対象になりませんので、全額町の負担となるというところでございます。

このような財政的な側面もございますが、子育て施策といたしましては、現在の施策を推進することで、先ほど説明いたしましたとおり、年少人口が増加しているという状況でございます。

それで、議員提案の事業を直ちに実施するという事は考えておりませんが、子育ての施策については、今後も継続して調査研究を行っていこうというふうに考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 出産祝い金を支給している自治体は、少子化対策を積極的に取り組んでおられると思いますが、若い人たちに住み続けてほしい、若い人たちにこの町に引っ越してきていただきたい、そういう思いから実施をされていると思います。その点、当町は、少子化問題についてはまだ危機感はないとお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 少子化対策についてのその危機感というところですが、物すごく感じているというところでございます。この町の取り組みといたしましては、第6次総合計画にありますように、子育て世代支援事業は町の主要施策となっております。

そこに令和2年1月に予定しております機構改革によりまして、この機構改革により、今子育て支援課がこどもみらい課と改称をするわけでございますが、母子保健事業を健康づくり課より移管をします。隣に学校教育課が入りまして、同じ教育委員会の部局になるというふうな今回改革がなされるところでございます。

これによりまして、妊娠期から義務教育までの一貫した体制を構築するということになります。まずここを子育てと教育の充実を図りながら、今後の少子化対策に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 子育て支援については、今国会で成立した改正子ども・子育て支援法に基づく幼保無償化は10月から始まります。子育ての経済負担を減らす点で意義はあると思います。子どもをふやすには、若い世代を中心に雇用を安定させ、安心して結婚、子育てができる環境整備も急務となり、共働きでも子育てがしやすいまちづくりが必要になります。

若い人たちが、この宇美町に住み続けるか、よその地域から移り住んでいただくか、当町で育

った人が、子育てにUターンをしてふるさとに帰ってくるような魅力あるまちづくりをしなければなりません。

我が町には、宇美八幡宮があり豊かな自然と歴史もあります。恵まれた町の魅力と子育てを結びつけるアイデアを考案したらどうでしょうか。例えばですが、宇美町は子宝の町とか、子育ての町とか、こんなネーミングをつけて幅広くアピールしたらどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） まず、これからの子育て施策というところでございますが、先ほどもちょっと触れましたけれども、昨年度から今年度にかけて、第2期の「うみっ子未来プラン」を今策定しているところでございます。これが令和2年から6年までの事業というところで策定しておりまして、個々の施策につきましては、この計画の中でまず具現化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2020年の町制施行100周年にあわせまして、町の内外ではさまざまな記念事業が計画されております。やはり宇美町は宇美八幡宮、あるいは自然、子宝・子育ての町というふうなアピールというのは、非常に必要だなというふうに考えているところでございまして、子育てするなら宇美町でというアピールを今後も子育て支援を推進するとともに、いろいろな媒体やチャンネルを活用して広くアピールしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 次に行きます。2番目の高齢化対策についてお尋ねします。

超高齢化社会に突入し、高齢化問題の深刻な現状が浮き彫りになっています。これからも当町の高齢者がふえていくと思いますが、将来の推移はどうなるのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯福祉課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

将来推計ということでございますが、今現状がどういうことなのかというところのお話をまず先にさしあげたいと思います。

実は、この6月1日で65歳以上の高齢者の方が1万人を超えました。6月1日で1万9人ということになっております。総人口が3万7,347名でございますので、実に高齢化率にしますと26.8%ということで、単純に考えると4人に1人以上が65歳以上の高齢者という町になっております。

この高齢化率ですけれども、10年前はどうだったのかというところになるわけでございますが、10年前は18.1%ということでございますので、この10年間でかなり七、八%上がっているという状況でございまして、国のほうもこれから団塊の世代の方々が、一斉に75歳以上

を迎える超高齢化の時期を2025年ということで位置づけされております。

この2025年というのが、令和でいいますと令和7年ということになるわけですが、そのときには本町につきましては、推計では高齢化率は30.8%ということで3割を超えると。実にもうそのとき、令和7年ということで、6年後になりますと、3人に1人が高齢者になってくるというような時代になります。

今現在、国、県の平均値よりも本町のほうが高齢化率は低いわけですが、この団塊の世代の方々が高齢者になる令和7年、2025年、このあたりのところが、ターニングポイントで一気に高齢化が進んでまいるといような状況になっていくというところがございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 国は今現在、介護者不足の数が10万人を超え、2025年にはさらにふえて37万人以上になると言われています。本町では、介護者の現状はどうなっているか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 先ほどの話のところとちょっと重複する部分も出てまいります。実は、その今現在1万人を超しているという話をさしあげましたが、単身世帯、おひとり暮らしの方が今町内には2,387世帯、すなわち2,387人の方が単身であると。また老夫婦だけの世帯になりますと、2,226世帯ということで、これは老夫婦でございますので、掛ける2になりますので、4,500人弱ぐらいの人数になるわけですが、それぐらいの方がいらっしゃる。すなわちこれらを足し合わせますと、高齢者の実に4分の3の方々が、高齢者65歳以上の方たちだけで生活をしていらっしゃるという状況でございます。

議員の質問にありますように、介護者は今後どうなっていくのかということでございますが、家族中心の世帯、結局息子さんであったり娘さんであったり、一緒に生活されている方は、4分の1程度しかないという実情を踏まえると、やはり国のほうが推進しております介護保険制度を利用していくというのが、ベターであるのかなと思うところでございます。

ただ、これはもうマスコミ等でも報じられておりますが、介護保険制度の中であったとしても、実は介護職の現場離れも進んでおりまして、また最近では人がそろわないといったところから、外国人の方を介護職として受け入れをされているような実情も、この福岡県内でもかなり進んでおります。

ということで、議員懸念しておられますその介護者の問題については、やはり国、または県、市町村も含めてですけれども、やはり大きな社会の中で支えていくという制度の推進の部分に期待するといようなところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 高齢者が運転する事故が多発しています。運転免許証を返納するべきなどの意見がありますが、高齢者のひとり暮らしや高齢夫婦だけの世帯もふえています。当町は、地域によっては買い物、病院への通院など生きていくためには車は不可欠であります。わずかな年金で生活をされている方にタクシーを使う余裕もありません。高齢者が地域で孤立せず、元気に暮らせる仕組みをつくる必要があります。

そこで、例えば、お助け隊みたいな組織を立ち上げ、自由に動けない、いわゆる買い物弱者の高齢者や障がいを持った方々のサポートをするシステムはつくれないか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 高齢者のその免許返納、足が、その地域としての足がなくなるといったところからの買い物難民的なことかと思えます。

議員おっしゃいますように、そのお助け隊的なものも、実は本町の中でも既に社会福祉協議会のほうで支えあい事業というようなことをされております。この支えあい事業につきましては、実は介護保険のメニューに載るという内容になっておりますので、今後社会福祉協議会とそのあたりは調整をしながら、介護保険メニューの一つとして、その地域支え合いをするような施策を考えてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 最近の新聞などで、国は民生委員のなり手不足で、民生委員制度をどう維持するか検討しています。民生委員の業務が、買い物難民や運転免許を返納した高齢者の支援にまで広がっていると伝えていますが、こんな現状をどう捉えているか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えします。

その前に先ほどの買い物難民のその答弁の中で、ちょっと不適切な言葉を使っておりました。その免許返納をされることで交通の手段がなくなるというところを、ちょっと私が不適切な言葉を使いましたので、これは修正を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

民生委員の件につきましては、ちょうど民生委員制度が始まって100年を超えているところでございます。もともとこの制度につきましては、戦後の中で低所得者対策、いわゆる生活保護、生活保護法が施行されたときにこの民生委員制度といったものが始まって、その後、福祉制度に深くかかわるということで、障がい者、高齢者、また母子家庭とか、いろんな形で民生委員の方々にかかわっていただいております。

そういった中で、実はこの民生委員さんにつきましては、3年に一度の一斉改選というのが行われております。ことしがちょうどこの一斉改選の年になっておりまして、毎年、その3年に一度の改選の中では、やっぱり何名かの民生委員さんの入れかえが行われているというような状況

でございます。

議員がその懸念されておられます、これだけ複雑化している福祉施策の中で、民生委員のなり手がなかなか見つからなくなっているのではないのかというようなお話でございますが、この辺の部分につきましては、福祉課のほうも民生委員の方々のバックアップをしながら、また民生委員さん個々が、その個々のケースに深く介入されないようにということで、あくまでも民生委員の仕事は行政のつなぎをする仕事ですよという形で指導も行っておりますし、そういう研修会も常々行っております。

やはりそのなり手不足の中では、議員おっしゃられますように、その負担を背負わないといけないとか、例えば高齢者であったり、障がい者の方たちのお世話をしないといけないとか、そういう誤った認識が多々あるところもございます。

そういったところから、先ほど申し上げましたように、あくまでも行政とのつなぎの仕事に徹していただくという形で、今後も指導を続けてまいりたいと思うところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 今後、高齢者の方々に長生きをしてよかった、この町に住んでいてよかったと言っただけのような取り組みを考えられていると思いますが、今後こういった対策をとられるのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

年を重ねても、その住みなれた地域で自分らしく生き生きと過ごすということが、その物質的な充足よりは精神的な充足を得ていただくことで、今本町としては、その介護予防事業というのを各小学校区コミュニティ単位で行わせていただいているところでございます。

この介護予防教室でございますが、平成30年、昨年で全ての小学校区で実施されるようになったわけでございますが、なかなかその利用者の方々に関しては、周知が行き届いていないというところと、やはり何回か来られたけれども、ちょっとマンネリ感が否めないというようなところもあり、利用者が私たちが想定していたよりも少ない状況で今推移しております。

こういったことも含めて委託業者と協議をしながら、皆さん、宇美町の高齢者の方々がいつまでも生き生きと生活していけるような環境づくり、そのためにはやはり介護予防というのと重症化の予防ですね。そういったところで長生きしていただけるような施策を打っていききたいとかように思っておりますので、よろしく願いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 3番目に行きます。道路交通網の対策ですが、生活がしやすい条件は、交通アクセスや道路のインフラ整備ではないでしょうか。

未整備区間の道路や渋滞する道路を早急に解決し、町内の交通ネットワークの構築に向け、若い人に住みたい、住み続けたいと言ってもらえるような安全な生活道路を早急につくっていただきたいが、現在の状況をお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 建設・都市計画課です。よろしくお願いいたします。

道路交通網の対策としましては、福岡県が事業主体となります都市計画道路志免宇美線や、主要地方道路筑紫野古賀線、福岡太宰府線の道路整備事業等を現在進めております。

これらの路線は、宇美町の骨格となります主要幹線道路であり、供用開始されれば、広域幹線ネットワークが形成されますとともに、通過交通が分散され、現道の慢性的渋滞の緩和や交通事故の軽減が図られると思います。

町といたしましても、一日でも早い供用開始を目指しまして、道路建設促進期成会等を通じて、国や県に積極的に要望活動を行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 次に行きます。防災対策についてお尋ねします。

近年、全国各地で豪雨災害や大地震が起きています。近いところでは、平成28年4月、熊本地震、平成29年7月、朝倉地方を襲った九州北部豪雨があります。地震学者の見解は、地震の予知は不可能に近いと言っております。安全で安心なまちづくりのため、防災対策は不可欠であります。町としては、災害時に対し、どのような取り組みや対策をとられるのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 防災の関係なので私のほうからお答えいたします。

まず本町につきましては、この防災対策として、何よりもまず校区コミュニティ単位で取り組む、いわゆる自主防災というところに今、力を注いでいるところでございます。

防災のまず基本的なところとしましては、自助、それと互助、共助で、最後に公助という形になっていくものであるというような形で、私たちも勉強しておりますし、また地域に対してもこのような形でお話をさせていただいております。そのためには、やはり地域でその防災というものをしっかり学んでいただき、地域でやはりその自主防災に取り組むというのが、何よりも必要なかなと思っているところでございます。

ということで、実は昨年、これまでも議会の中でも御報告させていただきましたが、各校区コミュニティ単位で防災研修というものを行わせていただいております。具体的には5回の講座を受けていただき、一同の実際の避難訓練、そういったものを実地していただく。最終的にはその内容の検討を行うという形のコースになっておりまして、これを2回コースで行っていただくという形で今進んでいるところでございます。

また、昨年ですが、福岡県のほうから浸水エリアに関しまして、本町の河川で、これは主要河川だけの報告だったわけですが、浸水する地域というものがある程度図解入りで特定されました。そういったものを今、自主防災組織のほうに対しても、この地域はこれだけの雨が降れば浸水しやすい、また、以前からありますハザードマップ、これは土砂災害警戒地域になるわけですが、こういった地域に関しまして、その降水により土砂災害が起きやすいといったところで、今後、避難勧告、避難指示、こういったときが出たときは、何よりもそういう地域から避難を優先的に行っていただきたいというような指導もさせていただいております。

また、ことしからは警戒レベルというものを国のほうが見直しを、今までは4段階でしとったものを警戒レベルを5つに分けたという形で、より住民の方が早く避難を開始されるような仕組みづくりというものを国単位で行っております。こういったことも今その各校区コミュニティの自主防災組織、そういった研修会、勉強会の中で周知を図っているというところがございます。

また、来年の1月1日からは危機管理課という課を新設いたします。もうその危機管理、すなわち防災・防犯に特化した課になるわけですが、そういう課を設置し、町全体でこの危機管理、特に防災・防犯の部分については力を入れていきたいとかように思っているところがございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 全国的にも空き家の増加が進行しております。当町ではどうでしょうか。空き家は景観を損ない、犯罪の温床となるだけではなく、地震や豪雨のときは容易に倒壊し、新たな被害の発生源になったり、救急活動の妨げになったりすると思います。防災の観点からも放置できないと思いますが、空き家に対してどのような対応をとられているのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 太田環境課長。

○環境課長（太田一男君） まず、空き家の状況について御回答させていただきます。

現在、町内で確認しております空き家につきましては、190軒ございます。そのうち、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきます危険な空き家につきましては、今のところございません。

今後、危険な空き家等が発生した場合につきましては、法律に基づきまして、特定空き家等に認定しまして、最終的には行政代執行を含めた対応をとることとなるわけですが、まず危険な空き家にならないように、宇美町空き家バンク制度の利活用の推進を図るとともに、本年4月には「住宅をお持ちの皆様へ」と題しまして、空き家になったときのことを考えておきましょうということで、啓発チラシの全戸回覧とSNSへの掲載を行いまして、空き家にならないための取り組みにも力を入れているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 先ほど、総務課長のほうからちょっと若干説明がありましたが、地域コミュニティは、自主防災組織を立ち上げると聞いておりますが、5校区全て立ち上がったのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 最終的に、先ほど申しあげましたこの研修会、勉強会を2クール行っていただくということで、33年を目途に動いていただいております。済みません。令和3年ですかね、になるわけですが、そこを目途に今話を進めているところでございます。

ただ、防災は待ったなしの状況でございますので、具体的には、例えば原田校区、または桜原校区に関しては、かなり話が進んでおります。残りの3小学校区に関しても危機感は当然お持ちでありますし、いつ災害が起きるかわかりませんので、その自主防災組織の立ち上げについては、早急に実現したいというふうな形で進んでいるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 校区では地域に格差があって、土砂災害が心配な地域や、河川の氾濫が心配な地域といろいろ思いが違ふと思うのですが、今後、地域コミュニティはどのような取り組みをされていくのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 先ほどの回答と重複するところはございますが、今現在、その土砂災害警戒地区、それと浸水エリア、これらをオーバーラップした図面を総務課のほうで作成し、校区コミュニティのほうでそれを持って説明をさせていただいております。

また、常任委員会のほうでもこれは説明をさせていただきましたが、これらをもってこの警戒、特に危険地域ですね、いわゆるイエロー地域、またそのレッド地域に当たっているところについては、何よりも優先的に避難を始めてくださいという形で、各校区コミュニティの中で自治会単位で、今後本庁のほうから避難勧告、また避難指示、こういったことを出すようなときは、そういう形で避難をするという形で、テレビのテロップとかでも出てきますが、どこどこ町、どの地区どの地区という形で出てきています。

今まで、昨年の大雨のときは、宇美町全地域とかいう形で、避難勧告、避難指示が出たわけですが、これからは宇美町のどの地区に避難勧告を出すのかというところを、校区コミュニティのほうについても、具体的話を自治会長を含めたところで話をさせていただいているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） それでは、自治会に対して自主防災組織の立ち上げは推進しないのでし

ようか。地元のことには地の人が一番よくわかっておられます。小さい子どもや高齢者、体の不自由な方がどこに住んでいるのか、避難箇所や危険箇所、どこに行ったら安全なのか、よくわかっておられます。

近所の協力なくして防災はできないとの声もあります。災害が平日の日中に起こったとき、元気な人は職場に行っております。小さい子どもや自由に動けない高齢者を守るのは、地元におられる高齢者しかいません。町民一人一人の防災意識を高めることが大事だと思いますが、自治会、自主防災組織についてどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 議員おっしゃられるとおりだと思います。ただ、これはもう自治会の組織編成の部分も含めての話になるかと思いますが、やはりその少子高齢化が進んでいる。自治会組織としてなかなか運営もしづらくなってきている。そういったところから、この校区コミュニティという施策を打っているという状況でございます。

我々もその校区コミュニティありきで話をしているわけではございません。あくまでも校区コミュニティは自治会の集合体であるということで、実はこの防災研修等にあってもまだほぼ自治会長さんが出席をされております。そういったことから、この自主防災組織の立ち上げについては、自治会でもう既に立ち上げられている自治会もでございます。ただ、自治会ではちょっとできないというようなところもございます。

といったところで、基本的には各自治会単位でもちろん話を進めていただいても結構ですし、校区コミュニティという大きな組織の中に入られるという形の自主防災組織もありかなというところで、そのやり方、手法というところについては、こうじゃないといけないというようなやり方は一切しておりません。各地域の特性を生かした自主防災組織をお考えになられてはどうですかというように形で、今その校区コミュニティ、また自治会長さんのほうにも、そのような話をさせていただいているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 数年前ですかね、熊本地震や北部九州豪雨、そういうのがあったときは、みんな本当に大変なことだと、今後真剣に考えていかないかんといい気持ちがあったんですが、どうでしょうか。その喉元を過ぎれば熱さを忘れるじゃないが、若干日にちがたつと少し気持ちがどうですか、和らぐじゃないな、気持ちが少し離れていくんじゃないかと。この防災対策、防災組織は本当に大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

日ごろから危険箇所の見直しはされているのでしょうか。耐震ができていないと目視でもわかるような古い建物や倒れそうなブロック塀、公園の遊具や施設の街灯、看板等、突然やってくる地震や暴風に備えて点検はされているのか。また、異常がわかるとどんな対策をとられるのか、

お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 公園につきましては、建設・都市計画課から回答させていただきます。

公園にございます遊戯施設等につきましては、国土交通省から、都市公園における遊具の安全に関する指針が通達されまして、平成30年の都市計画法の改正により、1年に一度の頻度で点検を行うようになっております。

当町における点検の状況につきましては、専門の技術者による劣化や損傷の状況、並びに安全性について健全な点検を行っておりまして、昨年度につきましては職員による点検を行いましたが、本年度につきましては専門の技術者による点検を行うこととしております。

もう既に5月30日に入札して点検業者が決まっております。内山体育施設株式会社でございまして、点検が令和元年6月6日から9月20日の107日間、これで点検するように行っております。

また、点検の結果、劣化と安全性が損なわれると判断された場合には、即座に使用禁止というふうにしております。

また、更新や改修につきましては、都市公園であれば、公園施設長寿命化計画に基づきまして、交付金等を活用しながら行っていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 例えばそのブロック塀であったり、その土砂災害のその地域であったり、河川の危険な場所であったり、こういったことにつきましては、先ほど来からお話をしております校区コミュニティ単位で、御自身たちでその危険確認をしていこうというような動きも出ている校区もございます。

実は原田小学校区が、ことし、令和元年に関しては、やはりその自主防災組織を立ち上げるに当たって、自分たちの目、自分たちの足でそういったところに出向き、場所の確認等をしていきたいというような働きも出てきております。

ただ、これは今町内全域にそうになっているのかというと、まだそういう状況ではございません。ただ冒頭に申し上げましたブロック塀等につきましては、福岡県と協力いたしまして、小学校のその通学エリアに関しては、危険なブロック塀があるところにつきましては、福岡県のほうから指導もしていただいております。

また、町のほうとしては、このブロック塀の改修に伴う補助金制度、こういったことも昨年の12月から行っておりますので、基本的にやっぱりその地域にある危険なものにつきましては、

地元と町とそういったところで協力をしながら、対策対応を図っていているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 専門家から見ても今にもこう倒壊しそうなブロック塀とかあるんですが、最近そういった工事を、高さを低くしたり、ひび割れがしているところを修繕したりされているところを見かけるんですけども、なかなか私は地域コミュニティがどんな動きをするのか知りませんが、なかなかこう一般の家庭の方に、こちらから危ないですよ、危険ですよ、低くしてくださいとか、やり直してくださいichゅうのはなかなか難しいんですよ。

それで、できましたら行政のほうから指導などができれば、一番いいのではないかなと思うんですけど、そういうところはどうでしょうかね。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 先ほどのお話でもありましたが、通学路であれば、福岡県のほうからの指導もされております。ただ、通学路に当たっていないところにつきましては、口頭でお話をするのができたとしても、強制力は一切ございません。というのは、やはり御自身の固定資産でありますし、改修費も自身持ちという形になります。

先ほど、補助金のお話もいたしました。全てが補助の該当になるというものでもございません。通りの大きさであったりとか、そのブロック塀の傷みぐあいとか、いろんなものをきちんと点数化いたしまして、該当する市内の決定判断を町のほうでさせていただいているというふうな状況でございますので、基本的に見た目でこれは危ないよねというような形で、自治会長さんのほうからお話があっている場合もあります。

ただ、それはやはり通学路であったりとか、そういう形が今までほぼほぼでございましたので、今後そういう話があれば、私たちのほうから声かけはできますけれども、強制力がないという形で御理解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 最後に商工対策についてお尋ねします。

我が町には賑わう場所が少ないと、町民の間でもこんな意見が多いわけであり。宇美町は袋小路ではないのに町外の方は寄りつかない。買い物をしたり通勤のため車で通行したりはしますが、生活道路として利用されている方は多いと思いますが、娯楽のために当町を訪れる方は非常に少ないと思われ。ます。

皆さん、よく言われますが、当町はやはり飲食店など娯楽施設が少ないと思います。例えば、駅周辺に屋台村みたいな集合店舗を商工会等とコラボして、地元の新鮮な有機栽培の野菜や山菜料理、ほかにもジビエ料理など、地産地消のメニューを用意して、町外からもJRを使って宇美

町に来ていただく。こんな発想はどうでしょうか。

ちなみに、宇美町の方は、私も含めてですが、JRや他の交通機関を使って町外へ食事に出かける人は結構おられます。しかし、残念ながら、ほかの町から宇美町へ来られる方は非常に少ないと思います。やはり、賑わう場所やここはという珍しいところが少ないからだと思います。どうでしょうか、こんなことを検討されては。お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 先日の全員協議会におきましても、今後の魅力あるまちづくりについて検討するためのたたき台となります「宇美町中心市街地の賑わいづくりに向けた提言」について、御説明をさせていただいたところです。

その中で、宇美駅——ちょっと宇美駅というところに限定して申し上げますと、宇美駅につきましては、人々が行き交い楽しく交流する賑わいの場として、中心市街地の交通拠点として位置づけ、検討実施していくことを予定していると、そのような説明をさせていただいたところです。

議員御提案の件につきましては、実際に運営を行います事業者の意向等もございますので、必ず実施するというふうにはお約束はできませんけれども、貴重な一つ宇美町らしい御提案だなどいうふうには思いますので、そのようなことで今後検討の中に含めさせていただければと思うところです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 宇美八幡宮周辺を開発して、賑わう門前町を目指したらどうでしょうか。宇美八幡宮は福岡県内ではよく知られていますが、「八幡宮周辺はお土産店もなく寂しいところですね」と訪れた方は必ず言われます。町内の人も言うておられます。

上宇美商店街は、昔、参道だったと年配の方から聞いていました。昔、勝田線は、筑前参宮鉄道が石炭輸送と宇美八幡宮に安産祈願に来られる方のため開通したそうです。昔は商店街も賑わっていたと聞いております。商工会に協力を得て宇美八幡宮やJRとコラボして、JRを利用して参拝に来られた方には、宇美八幡宮からの特別な記念品をプレゼントしたり、商店街からはクーポン券や商品の割引券などを支給したら、少しは商店街も賑わうのではないのでしょうか。

まだほかにもいろいろ考えられるのが、例えば、「神宿る島」宗像・沖ノ島、また新元号で有名になった太宰府・坂本八幡神社、それから宇美町は「安産の神様」と宇美八幡宮があります。こういったふうで今後のまちづくり、いろいろ取り組み方はあると思います。こういった発想をどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 多岐にわたり、一定の具体的な御提案をいただきまして、あり

がとうございます。

私どもも同じような考えを持って、例えばですけれども、JR、西鉄、それから商工会、その他関係されるような自治体等に相談等は既に行っているところです。まだ具体的なものを提示できるようなレベルではございませんけれども、今般作成いたしました「宇美町中心市街地の賑わいづくりの提言」、これをもとにして、今後そういったものに取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

そのような中で、宇美八幡宮と、それから上宇美本通り——昔の商店街ですね。のをおっしゃってありましたので、ちょっとこの点だけ申し述べさせていただきたいのですが、宇美八幡宮につきましては、本提言の中で「賑わいづくり計画」の中核としてその活性化は不可欠であり、子安神社としての特性を生かし、課題である集いや憩うための機能を充実し、参拝観光来訪者の倍増を目指していくというふうに提言をさせていただいております。

今後は、関係各位の御意見を賜りながら、やれることからやっていくことをベースにいたしまして、必要に応じて開発等を進めることになろうかと思っております。

また、上宇美商店街につきまして若干申し述べさせていただきますと、この商店街につきましては、既存の住宅併用店舗だったものの多くが現在リフォームをされています。単なる住宅に変わっているということです。

また、後継者不足の問題等を鑑みますと、商店街としての再整備というのは非常に難しいのではないかと現在考えております。ただ、お宮へ通じる参道としての機能は損なわれていないと思っております。今後は、地域住民の方とも協議しながら、例えばですけれども、まずは屋台等を活用した賑わいづくりに取り組むことを現在は想定をしているところです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） では、最後に、木原町長に魅力あるまちづくりについて、総括で結構ですので見解をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 総括として、魅力あるまちづくりということでございますが、これは非常に広範な捉え方になると思いますので、基本的には第6次総合計画に位置づけておりますとおり、町民の皆様一人一人が自己実現を果たすことができる——これは議員のほうからございました、いわゆるこう生きがいがづくりといいましょうか、お一人一人ですね。

年齢、世代、性別問わず、やっぱり宇美町にお住いの方々が、その地域で、そして家庭あるいは広範なエリア等で、言わば自分のこう居場所がある。あるいは自分がいわゆるこう取り組みたいような活動なり人との交流、いろんなさまざまな形でやっぱりこれが自分の生きがいになって

いると、こういったことを一つでも二つでもそういったその機会や場をおつくりいただく。そして、そういったその機会や場づくりに対する行政としての支援や環境づくり、こういったことを推進することに加えまして、行政と地域等との連携によりまして、より暮らしやすい地域社会を形成をすること。そして、宇美町民であることを誇りに感じるとともに、宇美町の本当に大きな宝であります自然や歴史文化を活用しながら賑わいと活気を生み出し、この町に住みたい、住んでよかったと実感できるようなまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

これは、いわゆる理念の部分でございますが、こういった考え方を基底に据えまして、その具現化に向け、組織一丸となって、御質問がありました分野のみならず、行政全般にわたってさまざまな施策事業を現在推進しているところでございます。

かつて、不易と流行という言葉がございましたけれども、行政として当然取り組むべき不易の部分がこういった取り組みになろうかと思えます。また、流行という言葉が適切ではないかと思えますけれども、社会がこのように大きく変化をする中で、このような変化に的確に対応していくために、議員のほうからもありましたように、町に活力・活気を呼び込むためにも、この不易の部分に色を継ぎ足したり、あるいは全く色を変えたりすることも必要ですし、新たな施策等に取り組んでいくことも重要ではなかろうかと、このように考えております。

この社会の変化への対応といたしまして、財政の健全化はもちろんでございますが、例えば、総合計画、後期実践計画に示しております子育てと教育の充実、あるいは先ほど来からありました防災・防犯対策の充実が、魅力あるまちづくりの柱の大きな一つになるものと思えますし、今、まちづくり課長が答弁をいたしました、これから宇美町の賑わいづくり、活力づくりに大きく寄与するであろう中心市街地の賑わいづくりにつきましても、同様の趣旨でございますので、今後議会等とも十分協議をしながら進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 最後にします。魅力がなくなれば、自然と人は寄りつかないようになります。まだ余力が残っている間に賑わう魅力あるまちづくりができたらと思えます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 12番、白水議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから11時10分まで休憩に入ります。

11時00分休憩

.....

11時10分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告番号2番。10番、小林議員。

○10番（小林征男君） 時間が迫っておりますので、さっそく質問に入らせていただきます。質問者は小林征男でございます。

RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションの活用について、御質問をいたします。

昨今、国や自治体は積極的に働き方改革を推進するようになり、それが追い風になって、業務の効率化の流れが起きています。人口減少、少子化、働き方改革、財政難などの日本を取り巻く変化から国や自治体では予算不足、担い手不足、労働環境の変化などの問題が顕在化しています。

そこで、生産性の向上や資源配分の向上のため、業務効率化が大きくなうねりになりつつあります。このことは、ここ宇美町でも同様の状況ではないかと考えています。

まず、来年1月に組織のスリム化とスケールメリットを生かした行政組織機構の再編を目的に機構改革が行われますが、その改革は業務の効率化という視点は取り入れているのか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

まず、第6次総合計画の後期実践計画、これを推進していくために行う今回の行政機構改革に関しましては、議員おっしゃいますように、組織のスリム化とスケールメリットを生かした組織の再編を行いたいということを掲げているところでございます。

近年、多発する大規模災害、また子育て支援や社会情勢の変化を踏まえて、重点項目を今回3つ掲げて、これらを目途に機構の再編を行うという形でございます。具体的話につきましては、これまで全員協議会の中でも折々お話をさせていただいているところでございますので、割愛はさせていただきますが、いずれにしても、組織のスリム化、それとスケールメリットを生かした組織の再編というところを中心に組み立ててまいりたいと思っております。

業務の効率化につきましては、全ての部門で行われるべきことであるわけでございますが、全体から部分最適と進めることがやはり大切でありまして、そのためにはしっかりとした情報収集、分量が重要であると。また、業務の全体像の把握、それと業務の特性に応じたアウトソーシング、こういったことも当然視野に入れなければならないと思っております。

業務効率の重要性は、少子高齢化の問題、また人口減少の問題、長時間労働の問題やワークライフバランス、こういったもの、さらに議員もおっしゃっておられましたが、働き方改革、こういったことも含めた中で、やはり組織のあり方、また職員、従業員になるわけでございますが、の負担軽減。こういったことも考えながら、限られた人数の中で業務を効率的にこなしていくといったところを常に検討しながら、考えてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） よくわかりました。これからの日本は宇美町もそうですが、人口が緩やかに減少していきます。人口が減少するということは、公務員の数も減少することと私は思っております。また、そのような減少をすることを意味しています。

国の財政制度と審議会において、少子高齢化に伴って、労働力不足、地方公務員の採用も難しくなると分析され、将来の人口動態の推計をもとにすると足元で92万人、全国自治体の一般行政部門の職員数を2025年に3万人減らしても、人口1人当たりの職員数は一定に保たれると試算を提示しております。

住民ニーズが多様化している少子化、高齢化社会を支えるには、公務員が適材適所に配置されないと業務がまわらなくなるので、効率化できるところは積極的に効率化していくことは必要であろうかと考えております。

それでは、現在、庁舎内で行っておる業務の効率化に対する取り組みと具体的にお答えください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 業務の効率化の部分、議員もおっしゃいますように、これから地球規模で人口が減っていく、これはもちろん日本、また福岡県に関しても同じような将来推計を見ているところでございます。おっしゃいますように、人口が減れば公務員の数も減るといふようなことというのは当然起きてきて然るべきと思っているところでございます。

ただ、業務内容に関しましては、やはりここ10年、20年、30年前と比較すると非常に仕事の内容も複雑化してきており、やはりそのちょうど2000年あたりがターニングポイントだったかなと思いますが、パソコンが業務の中心になってきた。こういったことから、仕事の内容も複雑化してきているようなところでございます。

こういった中、それではソフト面の部分でどのような効率化が図っていけるのかといったところを踏まえ、やはりこれにつきましては職員研修に限られると思っております。

今現在、行っていることに関しましては、ソフト面の取り組みとして平成30年、昨年度になるわけですが、昨年度は外部講師をお招きして業務改善から始まる危機管理と題した研修を行っております。これは一応、全職員対象という形で、業務改善を行うことで危機管理についても考えていくというような内容でございました。その中では、効率的な業務運営によって生産性を向上させること。また、自分たちにできることは何かを具体的に考察して、業務改善行動につなげるという重要性を学ぶ場を提供していったというところでございます。

あと、ハード面というのも同時に進めなければならないと、このように思っているところでございますが、ハード面の主たるところはやはりシステムの構築に尽きると思っております。先ほ

どもお話ししましたように、やはり2000年あたりから、このパソコンを使った業務ということで、以前は県、国に提出する資料が手書きであったものが、今はもう全て計算を終わらせて完璧なものを国、県のほうに提出するという状態に変わってきており、何よりもシステムに関しましては、やはり高度化、複雑化してきているというのが実情でございます。

本町に関しましては、平成22年から近隣の志免町、それと須恵町、この2町を含めて3町で電算システムの共同調達と共同運営を行っております。この3町で行うということで業務担当者間におきましては、情報システムの処理の流れに応じた業務手順の見直し等が同じ形で行われていくということと、そういった中で最適な手順の共通化、また業務のノウハウ、こういったことも共有できるといったことで、ハード面を整えていくことでもこの業務の効率化というのは十分図られていっているのではないかなと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） 3番目に入ります。

次に、RPAですが、RPAというものは、今課長が申しあげましたようにロボティック・プロセス・オートメーションの略称で、ロボットによる業務自動化のことで、RPAは人手で行った事務作業をロボティックが記録し、もしくは可視化して作業の目的に実行するのです。定形業務の事業化することの可能な仕組みとなっています。文字や図形の判別や大量データの入力、さまざまなソフトウェアの創作や連携などが得意で、ルーティンの業務に適しています。判断や意思決定などと人間が行うべきことは人間が行い、検索、集計、抽出、入力、出力、照合などの業務をRPAが行う。RPAの2時間の作業は、人間の60時間の作業に匹敵するといわれているものでございます。作業時間の削減と品質の向上が期待できます。

RPA活動のメリットは、ロボットは24時間稼働するように設定されております。人がいなくても、夜間、土曜日でも活動するため、残業時間が削減され、働き方改革の推進の旗印とされています。

公務員減少時代にも対応できるロボットで、単純作業が得意であり、人間が介在しないことから人的ミスが防止され、単純作業の品質向上につながっております。

RPAを上手に活用すれば、外部委託や臨時職員の代替となり、委託費や人件費の削減にも寄与することを考えております。

そこで、これまでにRPA活動について検討したことがあるのか、お尋ねします。検討したならば、現在の状況をお答えください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） RPAの質問であるかと存じます。

議員もおっしゃいますように、ロボティック・プロセス・オートメーションということで、単

純作業の部分については、もう既にこのRPAが自治体の中でも若干取り入れ始められたという状況になっております。もう企業に関しては、かなりの今利用になってきておるわけでございますが、多分この先5年先、10年先はもう今議員おっしゃられるように、各自治体でこれらが当たり前のように使われる時代がやってくるんだろうなというのはもうどこの自治体、地方公共団体においてもそのような話がされております。

そういった中、このRPAにつきましては、国のほうも補助金をつけまして、先駆的にやってみないかというようなことを取り組みがなされております。ただ、具体的に、先ほど議員もおっしゃいましたように、このRPAの強いところというのは単純作業ということで、例えば、住所とか氏名とかの読み込みとかそういったものに関しては何万件というような作業であっても短時間で処理することができる。ただ、具体的に、命令に従った内容については、的確にマルカバツとかかいうような形で進んでいく内容には非常に強い分野であるわけでございますが、ただ、例えば、判断を人間がしなければならぬというようなところにつきましては、このRPAではできないということで、今進んでいるのはAIですね。これもよくテレビとかでももう既に話がされております。医学の分野ではこのAIを活用するような、コンピューター自身が自分で学習し、経験値に基づき判断をしていくというような内容も取り入れられ始めております。

ただ、まだ自治体の間ではやはり議員おっしゃいますようにこのRPAというものを何とか単純作業の中で活用されると、人件費の削減、また業務改善、こういったものにつながっていくのではないだろうかというような話がされているところでございます。

本町につきましては、今どういう状況なのかというところでございますが、具体的につきましては、今本町が電算システムの委託業者、基幹型の情報システム導入業者というような言い方になるわけでございますが、こちらのほうと今協議をしながら無償ライセンス、結局無償で業者のほうが提供してくださるRPA提供を受けているところでございます。ただ、これもまだ実証実験中という形で、具体的な事業ベースには乗っておりません。それと、具体、このRPAがどこの分野で1番使いやすいのかということで、今は単純作業といいますと、例えば、住民票の内容であったり、例えば確定申告とか、そういう決められたルールの中でやっていく作業、こういったものに強いのではないだろうかということで、いろんな実証実験がされているというのが実情でございます。

今現在はこういったことを踏まえ、本町のその基幹型のシステム会社のほうから無償提供を受けながら実証実験を行っているというのが実情でございます。

このRPAを導入する場合がございますが、業務における処理件数、それと処理時間等によりまして、作業に適した業務を選別するというのは先ほどお話したとおりでございますが、複数の業務に活用することで、人的なコストが抑えられていくのではないだろうかというようなことが、

今議員もおっしゃられたとおりでございますが、いわれております。では、これを金銭でどれぐらいになるのかというのもう具体が少し出てきておまして、後業の分をRPAで使った場合でございますが、導入費に約1,000万程度の費用がかかるということと、年間補修というのでおおよそ160万程度の費用が必要になるということでございまして、この後業の分を人的コストの削減に対する費用について、費用対効果ですね、こういったところについて、後業の分が人間何人分になるのかというようなところを実証実験をしていかないと、まだ運用ベースにのる、のらないの部分については、なかなか宇美町が先駆者となりやっていくっていうのにはちょっとまだ無理があるのかなと思っているところでございます。

大きな都市に関しては、こういったものを取り入れながら処理件数うちの30倍、40倍という自治体が既に実験に入っておりますので、そういったところが先駆的にやる中で、行く行くは全国の自治体にこのRPAの導入についてのそういうメリット、デメリットも含めたところで、多分情報提供がされていくようになるのではないかなと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） 明確な回答、ありがとうございました。

私と、このことは、南部消防署の視察に行ったときに、議長と私とその登壇に登ってみたときには、本当に素晴らしい業務がなされておりました。宇城市の司令塔でございますが。そのことに、須恵町の町長さんでございますが、その方も素晴らしいなということで、須恵町はもう現在補助金の申請をなされたと私はお聞きしております。

また、この人口減少に、少子化、高齢化の中に、公務員の減少を見据えて、業務を効率化することは必要不可欠であります。RPAやAIは、働き方改革の救世主により見据えられています。しかし、ある一方では、費用対効果や継続性に対して、疑問視する声もふえているのも事実でございます。

私はRPAを単なる一過性で終わらせることはなく、継続的な業務効率化を実現するために、RPAと業務を熟知し、業務の見直しを行った上で、RPAや導入をする必要があると考えています。RPAやAIは人的ミスを減少させ、ペーパーレスを実現するツールでもあります。RPAプラスビッグデータやRPAプラスAIなどを組み合わせることで、可能性は幾らでも広がっていきます。これからのツールを上手に活用し、業務効率化を実現させることが大切であろうかと私は思っております。

そこで、最後の質問になりますが、熊本県の宇城市で総務省の予算を活用して、RPAを活用した業務改善の実証実験が行われております。現在もう行われて、もう済んで完成したと聞いておりますが、宇美町でも補助金を活用し、実証実験を行うべきだと私は考えております。このことはぜひ町長に御答弁をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） ロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるRPAというロボットによる業務の自動化の導入について、また加えまして、実証実験を今、国のほうで補助事業としていろいろ取り組まれておりますけれども、これに宇美町としていわゆる先駆的に手を挙げるべきではないかといったような御質問あるいは御指摘だろうというふうに思っております。

このRPAをはじめ、人工知能AIの導入等につきましては、官民を問わずさまざまな実証事業が現在もう行われております。今、議員のほうから御紹介ございました須恵町のこの実証実験の一翼を担うといった意思表示につきましては、今、国のほうに意思表示をしておるという段階で、まだ具体的に事業として構築をされたものではないと、このように認識をいたしております。

須恵町のみならず、それから議員のほうから今御紹介ございました熊本の宇城市のみならず、全国津々浦々官民間問わず有効な、今、先ほど担当課長も説明しましたけれども、有効な情報が、いわゆる非常にこれデリケートな問題だろうと思うんですね、業務の効率化という、そういった視点から見れば、ロボットがオートメーション化を進めていく。議員がありましたように、間違いも少なくなっていく、効率もよくなってくるという、それからひいてはそういった経費についても精査がかかっていくっていう、そういったようなメリットも当然予測はされますけれども、一方で、働き方改革ということを言われましたけれども、今一步日本という国家的ないわゆる社会の問題としては、例えば、人の活用、雇用の拡大という、こういった一方での表裏一体となる大きな課題も抱えておるわけでございます。そういう中で、やっぱりこの問題については、いわゆる行政事務の中でどのような分野でこういったロボット化、オートメーション化を図るのが本当に住民福祉の向上、それから住民サービスを規定に据えた行政が本当に一義的に担っておりますその役割、責務を果たしていくことができるのか。ちょっとこう将来を考えますと、これは今の段階じゃなくて、将来的ですけれども、一面、非常にこうスリム化していいなという、そういう社会も描かれるところでございますけれども、一方では、何か非常に人が人として阻害をされて、人が本当に、先ほど担当課長も言いましたけれども、人間が判断をする、心がある、そして特に行政は住民サービス、相手のやっぱり話を聞いて、そしてこれは一律じゃなくて適宜対応しなければいけない、そういう非常にオーバーラップな柔軟な対応が求められる業務の中で、全てロボット化して、うらさみしいというか、うら悲しいというか。そういう社会も思い描くところでございます。

そうした中で、あくまでも今このいわゆるオートメーションをどのような業務の分野で活用するのが、議員言われますように、経費の効率化とか。それから、もちろん業務の間違いがない、そして非常にボリュームも処理をできるっていうそういったことなども含めて、全てが全てじゃなくて、やっぱりそれはちゃんと人とロボットの分野で、概念的にやっぱり極めてきめ細やか

に精査をしながら採択、運用を図っていく必要があるんだろうというふうに思っております。そういう意味では、今、さまざまなそういった実績固めといいたいでしょうか、今そういう段階でございますので、当町としてはしばらくこの結果を見定めたいというふうに思っておりますし、またそういった業務の内容を精査するということでは、そういう視点からいきますと、やっぱりこのロボットの特性からいくと、活用が期待される分野としましては、やはりこのRPAの特性等がなじむのは、まずは情報システム系。先ほど課長も申しましたように、一定の仕組み、枠組みの中で、そしてそのいわゆる事務処理をこなしていくところは、これは誰が考えても非常にオートメーションでなじむのかなというふうに思っておりますので、そういったところから導入するにしても、手掛けていかなければいけないのかなということを現段階では考えているところでございます。

そういうことで、当町では、この現在運用しております基幹系情報システムの契約の期間が、令和4年に満了を迎えるところでございます。そういったことで、来年度から次の基幹系情報システムの調達に関する方針でありますとか、指標。指標等につきまして、検討を始めることといたしております。その際、業務の効率化を目的といたしまして、業務改善の一助となりますよう、業務の標準化を図り、そしてRPAの導入やアウトソーシングでの運用も当然これは視野に入れながら、検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） 町長からする説明がございまして、立派な回答をいただきまして、本当にありがとうございました。

では、これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 10番、小林議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号3番。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 通告に従いまして、私、日本共産党の入江政行です。

3つの項目について、質問いたします。

まず初めに、買い物難民、弱者への支援ということで質問いたします。

日本は2025年に、全人口に対して、高齢者の割合が75歳以上18%、65から74歳まで含めると30%を超えると。先ほどの答えの中でも宇美町も例外ではないと、7年後には1万人を超えるというお話がっております。本当に3人に1人が高齢者なんです。本当に宇美町も例外ではないということで、近年高齢化が進む地域において、日常の買い物が困難な状況におかれている高齢者が増加しております。また、過疎地、近隣のみならず都市部においても、飲料品の購買や飲食に不便や苦勞を感じている方がいらっしゃいます。これは、高齢者だけに限ってお

りません。また、身体障がい者の方々、また病氣療養中で動けないという方にもあたるんだろうと思っております。こういう人たちは買い物弱者と呼ばれ、経済産業省の推計によりますと、その数は全国で700万人といわれております。

当町も高台に団地等の住宅が多数あり、お店が遠い、足腰が痛くてバスに乗れない、運転免許証を返上した、ネットスーパーを使いこなすのは難しいなどの声がたくさんあがっております。

初めに、宇美町における地区別、自治会別でいいんですけれども、高齢化率はどのようになっているか聞かせていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯福祉課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

先ほど、白水議員の一般質問の中でも回答した内容がありますので、ちょっと重複する部分あるかと思いますが、今現在6月1日で1万人を65歳以上の方が超えましたというところで、これはもう先ほどお話したとおりでございます。現在の高齢化率につきましては、26.8%ということで、4人に1人がもう既に65歳以上の高齢者になっているというのもお話したとおりでございます。

議員の御質問にあります自治会別という形になりますと48自治会ございますので、校区単位でお話をさせていただけたらと思いますが、宇美東小学校区につきましては、人口が5,970人に対しまして65歳以上の方が1,876人。高齢化率でいいますと、31.42%ということで、宇美東小学校区はもう既に3割を超えているというような状況でございます。

次に、桜原小学校区につきましては、人口は8,179人、これに対しまして、65歳以上の高齢者の方は2,314人ということで、28.29%ということで、これももう3割に届くような高齢化率になっています。

次に、原田小学校区、人口は9,054人に対しまして、65歳以上の方が2,343人ということで25.88%という形でございます。

次に、井野小学校区、これに関しましては4,871人人口に対しまして、高齢者の数が1,213人ということで、25.06%という形になっております。

最後に、宇美小学校区でございますが、人口につきましては、9,303人。これに対しまして、65歳以上の方が2,258人。高齢化率につきましては、24.27%ということで、申し上げた順が高齢化の高い順になっているわけですが、今現在既に3割を超えているところが宇美東小学校区であるというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） わかりました。それで、ちょっとお尋ねしたいのは、例えば、山付きにあります山ノ内区、神の手区、障子岳区。自治会別にはどのような状況になっているかわかります

か。自治会別に。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯福祉課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 全ての自治会分はちょっと資料を持ち合わせておりません。

具体的に、今先ほど申し上げた小学校区の中で高いところはどこなのかというところはデータ持っておりますので、答弁に関しましてはそのような形で御勘弁いただきたいと思えます。

宇美東小学校区につきましては、1番高いところはとびたけ三自治体。次にとびたけ一自治会。次に山ノ内自治会ということで、とびたけ三自治会が高齢化率は48.16%。とびたけ一は47.02%。山ノ内は33.83%ということで、上位3つの自治会に関しましては、今申し上げたとおりでございます。

次に、桜原小学校区。福博中央自治会、こちらに関しましては、高齢化率41.96%。次に、浦田自治会が40.70%。次に、桜原自治会に関しましては、38.85%ということで、やはり4割に届くような自治会になっております。

原田小学校区につきましては、仲山自治会、こちらが40.22%。鎌倉自治会が38.36%。原田下自治会に関しましては33.92%ということで、こちらもやはり4割に届きそうな状況になっております。

井野小学校区、こちらはちょっと自治会が少ないので、比較対象にはなりにくいですが、ひばりが丘二自治会、こちらが34.37%。ひばりが丘三自治会、こちらが31.69%。ひばりが丘一自治会、こちらが27.68%という形になっております。

最後に、宇美小学校区でございますが、町内で1番高齢化率が高いのが、実は四王寺自治会。こちらは世帯数がすくなくございまして、自ずと高齢化率は高くなりますが、61.54%ということで、人口が13名という形になりますので、8人の方が65歳以上という形になっております。

次に、炭焼四自治会、こちらに関しては54.09%ということで、もう6割に届きそうな状況になっております。

最後に、末広自治会、こちらのほうが41.88%ということで、世帯数が少ない自治会に関してはどうしても高齢化が進みやすいという傾向が見えるかなと。それと、旧新興住宅に関しても、やはり購入された年代の方がやっぱり同じくらいの方たちが時間が経ち、全て高齢化が進んでいるというような形が、今申し上げた自治会の名称の中でもわかると思えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今聞きますと、やはり宇美町っていうのは全国平均よりもすごく高齢化率が高いということだと思えます。

それで、今後、買い物弱者に対する対策は考えているのかと。先ほどの社協がおたすけ隊を結成して活動しているということを知りましたが、具体的にどういった活動をしているのか。買い物弱者に対してのフォローをしているのか。町としての今後の対策を考えているかどうかをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） これも先ほどの白水議員の一般質問の回答に重複するところが出てまいります。

議員のほうからもお話がありましたように、社会福祉協議会が行っている支えあい事業というものがございます。これは、社協の独自事業という形でやられておりますが、需要と供給のバランスをとる。例えば、ごみが出せないとか買い物ができないとか電球をかえてほしいとか。そういうニーズに対して、登録者の方たちが少ない賃金の中で手伝いをされるということで、需要と供給のバランスを社協が間に入っていると、こういう事業でございます。

ただ、やはりこれ認知度がまだ低うございます。それと、やはり社協さんだけでやるにはちょっと荷が重すぎるのかなと思っております。発想はとてもいい発想だと思うんですが、これに関しましても、国のほうが介護保険メニューの中で実施できるという形になっております。すなわち、保険事業の1つとして支えあい事業的な活動が可能であるということになっておりますので、これについては、今後町が大きく介入する中で、支えあい事業という名称になるかどうかはわかりませんが、そういうサービスについても保険事業の1つとして考えてまいりたいと思っております。

あと、買い物難民の定義が、いろんな定義があるわけですが、基本的にやはり山間、僻地、離島、こういったところが買い物難民としての定義としては大きく取り扱われているという状況でいきますと、本町に関しては、実はそういう地域がほぼほぼない。言いかえれば、5分、10分でコンビニなりスーパーなりあるような地域であるということで、地の利はあるわけですが、議員も先ほどおっしゃられましたように、例えば、足が悪くて移動がしにくいとかバスに乗るのも難しいとか、そういう方もいらっしゃいます。逆にいきますと、そういう方につきましては、介護保険でいうところの要介護者であったり、要支援者であると思います。既にそういった方がたのほぼほぼの方につきましては、認定をお持ちになられ、いわゆるホームヘルプサービスの中での家事援助を受けられたりとかいう形で、介護保険の中でサービス提供を受けていらっしゃる。ただ、その買い物だけに特化するものではございませんので、この回答が適切だとは思いませんが、福祉課という切り口で回答しますと、まずはやはり介護保険サービスを利用する。これは社会保障制度の中の事業でございますので、当然、保険料も40歳以上の国民が払っている内容でございまして、その保険の中で給付をしていくというような内容になっており

ますので、私どもとしては窓口等でそういう御相談がある場合については、まずは介護保険の要介護認定審査を行ってくださいという形で指導を行っているというのが実情でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 長い回答なんですけども、私が聞いたのは、今後対策を考えているかという答えしたんですよ。それが回答にないんだけど、それは置いときます。

次の質問に移ります。

買い物を、支援を行っている自治体、これに表ありますけどたくさんあります。いろいろな方法を駆使して、実施されています。市町村が補助金、助成金を出したり、人的支援で行うところもあります。また、共同といって、大手スーパー、NPO法人、市町村、3者で行うこともやっているところもあります。また、業務委託などやっているところもございます。

その中で、自治会、地域コミュニティ、商工会、商店街、シルバー人材センター、社会福祉協議会、介護施設等の連携が不可欠であると、私は思っております。ここで、1つ私も実際に古賀市に行ってまいりました。古賀市に行きました。古賀市の事例を申し上げます。

古賀市で今行っているというか、これ市が行っているわけじゃないんですけども、コスモス広場っていうのが古賀市の農作物の販売所があります。市内の農作物生産者を中心として構成されているコスモス広場利用組合が運営しております。これは、古賀市のある自治会から要望があって、コスモス広場の移動販売車による販売が誕生しております。

現在では、市内12カ所、集会所を定期的にまわっています。その内容は、米や野菜、弁当に総菜、卵、菓子パン、まんじゅう、果物、製菓など、実にさまざまです。季節のものや事前に予約のあった商品もある。利用者はほぼ決まった顔ぶれのように。いつも来られない人が姿が見えると本当にちょっと気にかかるそうなんです。移動販売を通じて、地域高齢者の見回りのような役目を果たしているんですよ、実際。これは移動販売じゃなくて、地域の高齢者の見回り、これも兼ねているんです。

また、このコスモス広場の方が言われていたんですけど、移動販売だけでは利益は出せない、難しいと。でも、コスモス広場のPRになればとやっている。これ市が、助成があったのは、移動販売購入の際に、市からの助成が若干あっております。そういう状況で古賀市はやられております。

もう1つは、福岡県みやま市の取り組みについて、ちょっとお話しておきます。みやま横丁というのがありまして、家にいながらタブレット内に商店街を作っています。自由に買い物ができます。農産物や独自産業化で開発された地域特産品など1,000点を取り扱い、注文を受けた業者みやま横丁が事業所から集荷し、各家庭に配達しているんですよ。買い物が難しい高齢者から、喜ばれるとともに、商店街の活性化にもつながっております。これ現実こういうことは取り

組みやっております。

そこで、いろいろたくさんあるんだけど、5つほど方法をピックアップしました。5つあります。

1つは、共同宅配事業。2番目に、買い物や通院など移動支援に取り組む地域団体に車両を貸し出す事業をしているところがあるんですよ。3番目に、市町村内を巡回する生活支援バスの運行。4番目に、これちょっとすごく面白いとこなんですけど、シルバー人材センターが実施する高齢者の自宅を訪問し、安否確認とともに御用聞きを行い、スーパー等の買い物を代行する。また、最後に言いましたけど、移動販売車による支援。たくさんあります。これちょっと5つだけピックアップしたんだけど、いろんな方法ございます。

それで、宇美町としても、住民の声、パブリックコメントを活用、また宇美広報によるアンケート調査などをして、今現在どのような問題があるか検証をし、買い物難民弱者の支援に、これあの高齢者だけじゃない、先ほど言いました身体障がい者の方もいらっしゃいます、病気療養中で動けない方もいます。その方も対象にして、宇美町に適した方法でやってもらいたいんですけど、どのような考えなのかお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） るる具体的なお話をいただきました。その中で、地域コミュニティなどという言葉もございましたので、まちづくり課のほうから、現在のまちづくり課が考えていることをちょっと述べさせていただこうかと思えます。

議員が先ほど御提言といいますか、おっしゃっていただきました内容につきましては、私どもも承知しております。これについて、現在研究、検討を進めているというところです。

そのような中で、1つ具体的にそこに挙がらなかったものとして申し上げたいものがございまして、自治会公民会等での日用品、食料品等の移動販売、これは御効果があると思えます、当たり前にあるかと思いますが、地域の公共施設とスーパー等をつなぐコミュニティバス、これも1つ普通にあるかなと思えます。それから、地域と企業が連携して運営する買い物支援バス等、こういったものが1つあってもいいのではなかろうかということ、現在考えております。

そのような中で、今現在まちづくり課がもっともこれ宇美町に合うのではないかなと思っておりますそのやり方が、昨年12月に開催いたしました第2回地域コミュニティステップ研修会で、実践発表いただきました北九州市八幡西区に楠北自治区会、こちらが取り組みをされております内容をちょっと披露させていただければと思えます。

こちらは、買い物支援バス運行事業というものを行っております、地元企業から当該企業を使用しない時間帯にバスの無償貸与を受け、週1回近くの大型スーパーへの買い物送迎を行っていらっしゃいます。これのすばらしいところは、ここは北九州市ですから北九州市からの補助等

一切もらわずに、独立して採算がとれているというところがございます。これがやはり宇美町として、まちづくり課として現在目指していかなければならないものではないかなということ、今後具体的に進めていくにあたり、校区コミュニティや自治会とも協議をしながら取り組んでいこうというふうに考えているところがございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） もう時間になります。楠北の講演について、私も参加してお話聞いております。今後、やはり高齢化がどんどん進む中で、買い物難民者、弱者という方はどんどんふえてくるわけですから、町としての取り組みを、7年後には先ほど申しましたけども、2025年、団塊の世代が、30%の高齢化になるというふうな、最後に、町長にちょっとお聞きしておきます。このことについて、高齢化対策、買い物難民の対策について、どのようなお考えなのか、簡単でよろしいんですけど、お答えいただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 簡単についてということで、なかなかちょっと簡単にはいきませんが、かいつまんで考えを述べたいと思いますけども。先ほど担当課長が言いましたように、宇美町が、いわゆる買い物難民、買い物弱者といわれる固有名詞が出たときにやっぱり僻地、山間、離島ですね。ここの対策がまず当初あったんだろうと。ただ、宇美町の現状を見たときには、先ほど言いましたように、そんなに不便な環境にないし、先ほどありますように生活管理が困難になられた高齢者の方は介護保険事業、障がいの方には障がいサービスの利用でありますとか施設への入所をされているのがあらあら今の宇美町の現状ではなからうかと。ただ、議員も言われますように、今後、確実に高齢化社会が進んでいくと。これは宇美町も例外ではないという、こういったことを考えますと、当然今後対策を講じる必要がある。

そこで、今、議員のほうからもいろいろありまして、うちのまちづくり課のほうも北九州市の事案を紹介いたしましたけど、何と申しますか、宇美町というパイで、これをやったらいいというそういう一律化、一元化はできないんじゃないかと。これは、買い物弱者といわれる買い物に、本当にそういう営みにお困りの方は居住地も違う、年齢も違う、それからその物資ニーズ、買い物って単純に言いますが、やっぱりニーズも違うわけですね。でも、やっぱり、まちまちある中で、地域の特性、住まれている方の地域の特性、構成も違う。だから、やっぱり本当に困っている方は、その地域の特性の中で、またお困りの方々の本当にそのニーズを十分把握して、その支援をしていくという、こういうきめ細やかな支援をやっぱりやっていくことが必要じゃないかと。コンビニとか大型スーパー、個人商店、いろいろありますけども、量販店というか、大手にばっとバスで行ってると、これまた、何ていうんですか、いわゆる商業の格

差にもちょっと影響を及ぼすこととか、いろんな問題も発生いたしますし、そういったきめ細やかなことを、例えば、行政だけでやっていくというのは非常に困難ではなからうかと。

したがいまして、先ほど来からありますように、議員のほうからも紹介ございましたけれども、校区コミュニティや自治会、それから支えあい事業を実際今運用していただいております社会福祉協議会、または民間事業者等々、幅広い視点で関連するところがやっぱり一堂に会してそういう場をもって、そして本当にお困りの方々のニーズをきめ細やかに聞きながら、分析をしながら、そして地域本人とそしてそういったその取り巻く官民、そういったところがやっぱり同じテーブルに着けるような、まず場づくりっていうのが、今後、必要じゃなからうかというふうに、まずは思っております。

議員のほうからたくさん宇美町もニーズがあるというようなことでもございましたけれども、ちょっと私の今の認識はそういう認識はございませんので、そういった実態把握にも今後努めながら、もしそういうニーズがもうあるのであれば、本当に個々の実態に即した対応策をまた地域、あるいは企業等も含めたそういった場を通じて、検討していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから、13時まで休憩に入ります。

12時04分休憩

.....
13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告番号3番、入江議員の一般質問を続けます。

入江議員。

○5番（入江政行君） では、2問目の質問に移ります。

子どもの医療費、中学卒業までの医療費無料化ということで、質問いたします。今、少子化対策と安心して子育てができる環境をつくり、貧困と格差から子どもたちの命と健康を守り、子育て世代の定住促進、出生率向上のためにも、自己負担ゼロ、所得制限なし、子ども医療費助成を早期に拡充すべきであるということを申し上げたいと思います。

1市7町、古賀市、糟屋中南部といいますか、古賀市は入院費を18歳まで、これは一部自己負担があるんですけど、助成を2016年10月1日に実施しております。子どもの医療費、通院、入院を含めて、中学校卒業までの医療費の完全無料化を要望していきたくて思っております。私たちは、糟屋医師会に対しまして、中学校卒業までの医療費無料化に関する要望書も提出して

おります。また現在、通院・入院について、中学校まで自己負担なし、入院について、中学校まで自己負担なし。また、中学校卒業まで通院、入院、医療費の完全無料化の自治体もございます。

先日、福岡県小川知事と北九州北橋市長の会談がありました。たまたま私、テレビで拝見していました。そのときに小川知事が、政令指定都市と他の市町村との医療費の格差はあってしかるべきと、そういう談話を出されました。これはおかしな話だと思っています。子どもたちに住む場所に選択肢はないんですよ。どこに住んでいても、等しく医療が受けられるよう、これは国の制度創設が急がれると思っています。このことによって、今、宇美町もそうなんですけど、財政が苦しいという自治体が多くなって、定住促進、移住者の促進によって、税収向上にもつながるし、また財政の確保にもできると私は思っております。

そこで、宇美町におきまして、中学校卒業までの医療費は無料化にできないかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 子ども医療費ということで、住民課のほうからまず答弁させていただきます。

まず、福岡県におけます子ども医療費支給制度について、概略について御説明させていただきます。この制度は、小学6年生までの子どもにかかる医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保険の向上と福祉の増進、子育て家庭の支援の充実を図ることを目的とした制度でございます。これの実施主体につきましては、市町村となっております。この制度にかかります事業費につきましては、県の子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱に定めます基準により、医療費の2分の1、事務費の2分の1の補助が行われております。

当町におきましては、宇美町子ども医療費の支給に関する条例によりまして、県の基準であります対象者に加えまして、中学生の入院についても拡大して適用して、医療費の一部を助成しているところでございます。なお、この拡大の内容につきましては、少子化対策の一環として、糟屋保健医療圏の医療サービスの充実を図るため、糟屋地区1市7町での協議を踏まえまして、新宮町と古賀市を除く6町で足並みをそろえたものでございます。

御質問にありますように、中学校卒業までの子どもの医療費を無料化するということにつきましては、県の基準を大幅に拡大して適用することとなります。助成の内容につきましては、町が主体的に条例で規定することになりますので、実質的に不可能ではないと考えておりますが、この拡大部分の経費につきましては、県の補助対象外となりますので、町費を充てて対応することとなります。また、糟屋保健医療圏での協議も必要となってまいりますので、これらのことを踏まえた検討が必要であると考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今の答弁であると、検討をしていくという話ですか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 現時点では、糟屋地区1市7町、ときどき担当者会を開いておりますが、先日、担当者のほうにも打診したところ、現時点では、どの町も検討はしていないという状況ではございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） これを何度も申し上げますけども、こういう医療費無料にすることによって、さっき冒頭で言いましたけども、定住促進、町外の転居もとどめられると。もしかしたら、外部から移住者も来ると。そういうことによって人口増加にもつながる、その人口増加に伴う町税も増収になるわけですよ。やはり、宇美町はこれを、いろんな100周年に向かっていろんな行事もされていますけど、これは大事なことなんですけど。これを平行してやると2倍の効果が出てくるんじゃないかなと。やはりこれは早急に取り組むべきだと、私は考えています。

その点について、もう一度回答をお願いしたいんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 議員おっしゃられますように、子どもの医療費の無償化、これによりまして子どもの定住促進、そういったものにも資することがあるのかなというところは同感に思うところでございます。ただ、しかしながら、この医療の無料化に当たりましては、当然、裏づけとなる財源も必要となってまいります。現状のところは、先ほど申し上げましたように、県の補助金の要綱に基づいて、それを一部拡大して事業しているところでございます。そういったことも踏まえまして、県のほう、これはちょっと県のことですから、多くは申し上げられませんが、そういったところは対策も講じられた上で、市町村も考えていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 単町ではできないということで、また、その糟屋中南部との協議の結果ですね。やはりこれは、最終的には、私は国に制度化をしていただきたいと。子どもがどこに住んでも公平に医療が受けられるようなものにやっていってもらいたいという気持ちがある。

じゃあ2番目に、この中学卒業までですね、入院、もしくは通院を無料化した場合、どのくらいの予算がいるものなのか、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 中学卒業までの医療費を完全無料化した場合の費用ということでございますが、現状の助成の内容を申し上げますと、3歳未満につきましては入院、通院とも自己負

担なしと。ただ、3歳以上につきましては、入院、通院ともに自己負担がございます。それらの部分も含めまして試算いたしましたところ、現在、子ども医療費の町の負担分が、約1億500万円となっているところ、推計ではございますが、約4,100万円増の1億4,600万円と、40%程度の増額となることが見込まれております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ここに、福岡県の一覧表がありまして、中学校卒業までの完全無料化って結構あるんですよ。18歳まで、一部負担があるけど、助成の県もあります。せめて、これ芦屋町、水巻町、遠賀町等々ありますが、やはりこれに準じて、宇美町もやはり中学校、義務教育の間は、入院費、もしくは通院費を無料にということをやっていただきたいと思います。

最後にちょっと、町長の見解を聞かせていただきたいんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にできないかと、こういった御提案というか、御要望だろうというふうに思います。現在、当町では、先ほど課長が説明しましたように、条例の中で県が定めております小学生までを対象とした、この基準に加えまして、中学生の入院につきましても拡大して適用し、その医療費の一部を助成しているところでございます。

この助成の内容につきましては、これも課長が言いましたように、市町村が主体的に条例で規定ができる。したがって、この拡大助成の部分は全て市町村の負担となるわけでございます。しかしながら、少子化対策の一環といたしまして、糟屋保健医療圏域の医療サービスの充実を図るために、糟屋地区1市7町での協議を踏まえまして、古賀市と新宮町を除きます6町で足並みを、現在、そろえているところでございます。

昔から子どもは地域の、そして社会の宝と言われますが、私も全くそのとおりであると、このように思っていますし、認識をいたしているところでございます。そういう意味では、議員のほうからもありますように、移住定住の促進という、そういった政策的な観点も、もちろん非常に重要だろうとは思いますが、まずこれは一義的に最優先ということではなくて、こういったことから子どもたちの健やか成長に向けまして、行政としてしっかり支援をしていくと、このことは非常に重要なことであるということは強く認識をしているところでございます。

そのようなことから、議員は医療費が今大事なんですよって、確かに大事なことは重々認識しておりますけれども、本年度に実施予定の宇美町行政組織の機構改革におきましては、子育てと教育の充実を重点課題の一つに掲げておりますので、今後ともこういった、医療費ももちろん重要でありますけれども、本当に子どもに関する、そういった子どもの、いわゆる健全育成に向けた施策、取り組み、事業等については、本当に360度、パノラマで、いろんなハード、ソフト面の、現在、施策、事業等、推進をしているところでございます。

子どもの医療費も重要と、議員が言われる趣旨もよくわかりますけども、限られた財源をまちづくりや人づくり、ひいては今後の町の発展にどのように効果的、効率的に運用していくのかということは、これはもう自治体に課せられた恒久的な責務であると思っておりますし、これは宇美町も例外ではございません。そのため、費用対効果や選択と集中が強く求められるところがございますし、一方で、この医療費、子どもの医療費拡大につきましては、先ほど来から御説明しておりますように、糟屋地区という、この広域の医療圏での協議も必要になってまいりますので、こういった精査のもとで今後検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） はい、わかりました。

次にちょっと、最後の質問になりますけども、小中学校体育館にエアコンの設置ということで質問いたします。小中学校、教室のエアコン設置は実現の運びとなりました。子どもたちからも喜びの声が聞こえてきております。また、保護者の方々からも安堵の気持ちが伝わってきております。そこで次にやっていただきたいのは、今、体育館にエアコンがなく、部活動などでサウナのような状態の体育館で長時間活動している。辛くてもなかなか声に出せない。指導者に対して遠慮があるという声が聞こえてきます。また、災害時には、近隣住民の命を守る避難所としての役割があり、学校体育館のエアコン設置は急務であると考えます。

子どもたちの体育の授業、部活動、式典や行事の会場として利用され、近年、異常気象による豪雨災害、地震等の自然災害が多発しております。避難所としての環境整備の一環として、エアコン設置は必要不可欠であるかどうか、これについて、お答えをお願いします。またこの前、須恵町にちょっと行って、話を聞いたんですけども、避難勧告は出されたといったときに、避難場所として体育館が指名されているんですけど、住民の方々にはアザレアホールに移られたんです。何でですかって聞いたら、体育館にいたって、トイレもちょっと汚いし、エアコンもついていないと。だったらちょっと危険を冒してでも、アザレアホールに行くと。そういう現実があるんですよ。やはりその中で、避難所としての体育館のエアコン設置、もしくはトイレの設備を充実していくことは不可欠だと思っておりますが、その辺についてのお答え、お願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 避難所という切り口からの質問でございますので、安全、安心担当課の総務課長の佐伯が回答いたします。

まず、小中学校の避難所につきまして、この指定避難所として今、町の中で位置づけられています。指定避難所とは、災害の危険があり、避難した住民の皆様が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻られなくなった町民の皆様が一時的に滞在することを想定した施設という位置づけにしております。いわゆる、議員のほうからもお話しがありま

したように、小学校の体育館はもちろん、本町の場合は社会体育施設もそうっておりますし、また自治公民館等々につきましても、この指定避難所として指定をさせていただいております。

議員のお話にもありました、昨年、須恵町の事例が上げられたわけでございますが、同じタイミングで宇美町も避難勧告、またその後すぐに避難指示を出すという事態になり、当時の防災体制から町内全域にその指示を出したという経緯があり、町内の社会教育施設、また社会体育施設、学校施設等々につきましては、全てを避難所として開設したという経緯がございます。その際でございますが、議員おっしゃいますように、小中学校の体育館はやはり設備の不十分さ、もちろん空調もそうですし、トイレ等につきましてもそれほどしっかり整備をされた小中学校というのは、体育館に関しては少ないのかなといったところで、利用者に関しても、一番多いところで13世帯30名ぐらいの利用しかなかったという状況でございます。

本町の場合も、昨年7月の災害時は、一番多かったのは、実はまなびや・うみで、あそこはもちろん空調が入ります。そういったところで、まなびや・うみにかなり多くの方、100名弱ぐらいの方がそちらに一時避難をされたというようなこともあったわけでございますが、今後、災害等があることを想定した場合、そういう準備、用意等々につきましても必要になってくることもあるかと存じます。

このような中ですけれども、議員の皆さんも御存じのように、ことし小中学校の一般教室、また特別教室に学校教育課のほうでエアコンの設置を行っているということで、当初、一般教室のみとかいう話もあったわけでございますが、現在、今、特別教室まで含めた設備がなされているということで、これは小中学校8校全てが行われているというのは、議員各位が御存じのとおりでございます。ということで、昨年まではそういう施設が、学校には全くございませんでしたので、避難所等はもう体育館という形で、イコールそういうイメージであったわけでございますが、今後につきましては、一時避難等につきましては、そういう特別教室を借用するとか、そのような形で、空調の効いた、またトイレの設備が整った学校施設の利用につきましても、教育委員会を通じまして、学校の協力、支援等をいただきたいと思います。

また8校に、体育館にそういう空調設備、またトイレの改修等々を考えると、莫大な費用がかかるのも、もうこれは一目瞭然かなと思うんで、これらについては将来的なことも踏まえ、検討、協議していく必要があるのかなと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今、費用の問題が出たんで、ちょうど質問的がいいんですけど、この体育館にエアコン設置するに当たって、緊急防災減災事業債の活用というのがあげてくるんです。ちょっと若干説明しますけど、起債充当率は100%、その元利償還金の70%を、5年度交付税措置があるんです。これは実質的な負担は30%で済むんですね。これは現段階では2020年

度までの緊急制度なんですよ。これは総務省が出しています。私はこの時点で、何でこの体育館に設置をせられていったら、これの適用がもし可能であるんですよ。だから2020年度、来年度ですよ。自己負担が30%で済むんです。そういう、この事業債を活用して、今やれば町の負担も少ないだろうということで、こういう質問をしたんです。それについての、その活用はできるかどうか、そういった考えがあるかどうかをお答えできますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 緊急防災減災事業債ということで、今議員がおっしゃられたとおりの率で、充当率等々につきましてはおっしゃるとおりでございます。およそ3割の負担で、そういう設備を整えることができるということで、これにつきましては体育館の、例えば空調であっても該当するというのは間違いございません。おっしゃられますように、2020年までという、今、エンドが切られたこの事業債でございますので、エントリーするのであれば、来年度がエンドになるということでございます。

ただ問題は、仮にその3割負担で施設設備ができたとしても、その後のランニングを見た場合、これは当然ですけれども、町は未来永劫、維持管理を続けていかなければならない。当然、いつ起こるかわからない防災対策、またその学校の授業等とか、いろんな問題はあるんでしょうけれども、まずはやはり学校の授業で使われるべき一般教室、特別教室、これらの整備が、ほかの事業債等々を使われて、補助金等を使われての実施ではあったんですが、今、この時期にまた大きな借金を抱えて体育館の整備をするというのは、担当課としては非常に難しいのかなと思っています。ところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） しきりに財政が苦しい中でやっていくのは大変だということなんですが、もう一つ、これ国の補助金、交付金が、私言います、あります。一つは、公立学校施設設備費負担金、これは3分の1が適用されるんです。もう一つ、学校施設環境改善交付金、これ文科省が出しています。これは二つ併用は難しいんでしょうけど、さきに申しあげました防災減災事業債を活用、この二つありますね、今申しあげました。これを併用して、できればその財政負担も軽いのではないかなと思っておりますが、交付金等を活用してできないものか、もう一度回答をお願いしたいんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 学校施設に関します補助金のことでございますので、学校教育課から回答させていただきます。

まず補助金の活用に関しましては、どちらか一方ということになってまいります。そうした中で、学校施設に関しましては、今お話しがありました文部科学省の所管で、学校施設環境改善

交付金というものがございます。これについては、補助率が3分の1以内ということでございますが、近年では校舎の外壁改修等が、防災機能強化等の事業が採択をされておりました、空調機器の設置事業についてはなかなか採択をされないという状況が続いておったところでございます。

そうした中、現在、各小中学校の普通教室及び特別教室に空調機器の設置工事を実施しておりますけれども、この事業につきましては平成30年度限りのブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用して整備をさせていただいております。補助率は学校整備環境改善交付金と同様に3分の1でございますけれども、教育施設等整備事業債の充当率が100%で、そのうち元利償還金の交付税参入率は60%ということで、既存の交付金と比べますと、非常に有利な制度になっているという状況でございます。しかしながら、この特例交付金につきましては、この学校体育館については対象外というふうになっております。

そうした中で、先ほど総務課長からもお話がございましたけれども、今回、この小中学校の空調機器の設置をするに当たりましては、普通教室のほか、家庭科教室等の特別教室にも設置を行っているところでございます。中には、多目的室等、大人数が集合できるようなスペースにも設置をしております、多用途に利用することを想定しております。あくまでも教育活動に支障のない範囲でということになりますけれども、このような特別教室を開放いたしまして避難所に充てることも考えられますので、このあたりは今後は防災担当部署としっかり協議をしながら対応してまいりたいというふう考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） わかりました。

最後にちょっと、町長のお考えをちょっとお聞きしたいんですけど、よろしかったらお答えをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） もう結論的に言いますと、今、両課長が御説明をさせていただいたとおりでございます。確かに、今緊急的にということで、議員のほうからもそういった非常に優位な、有利ないわゆる補助制度がある。これを活用してってということでございますけれども、つけるときはいいですよ。でも、維持管理、それからメンテちゅうのは、もうずっと恒久的に町が負担をしていかなければいけない。しかも、体育館みたいな大型施設になりますと、やっぱり事業では基本的にはもう、これはつかない。あくまでもいわゆる防災対策というか、避難所として使うときに、このエアコンを使うんだというようなことになると、やっぱり使わないとこれ機械ですから、ちょっと痛みも早かったり、じゃあ使っていくと、あれだけの膨大な面積を常時冷やしていくとなると、非常に維持管理も莫大なものになっていくという、そういう恒久的な負担を負うということになりますし、しかしほかに対応策がなければ、そういうことも踏み切らなければ

いけないというふうに思いますけども、今般、そういうことで学校施設、普通教室、特別教室、それから多目的スペースにも一応クーラー設備が完備を、整備をされましたので、こういった小中学校の今回エアコンが設置をされましたスペース等を活用して、避難所として運用していくということが望ましいのではなかろうかというふうに判断をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） わかりました。ちょっと最後に補足として申し上げたいんですけど、先日、昭和鉄工さんに、会社の視察に行きまして、昭和鉄工さんがここに空調機器を製造しているんですよ。そのランニングコストの問題あるんでしょうけど、今、エアコンちゅうのはエコにすごく対応していて、そういう空調機があると思うんで、せっかく昭和鉄工さんがそういった空調機器を製造されているんですしたら、宇美町にも本社移されて、税金も宇美町に支払ってあると、宇美町に貢献されているわけですから、今後、体育館の設置の場合、やはり昭和鉄工さんのお知恵をお借りして、そういった設備に向かって検討していただきたいと思います。

これを持ちまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号4番。7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） それでは、6月定例会、一般質問におきまして、グローバリズムのもたらす影響下のもとで、どのようなまちづくりを行うか、について質問を行いたいというふうに思います。

今現状、宇美町において、遺伝子組み換えの農作物、またゲノム編集された農作物、これは主要農作物に限るんですが、そういった作物の作付状況と今後の取り組みについて、お伺いしたいと思いますが、今現状、宇美町でそういった遺伝子組み換え、ゲノム編集された農作物の作付状況はどのようになっているのか、担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田農林振興課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） お答えいたします。町で確認できる範囲では、町独自に確認できませんので、JA粕屋のほうに確認しましたところでは、宇美町内における主要農作物で遺伝子組み換えやゲノム編集を行ったものの作付はございません。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 昨年、やっぱり主要農作物種子法が廃止されて、今からそういった主要農作物に関して遺伝子組み換えをされた農作物が作付できるということで、非常に遺伝子組み換えの農作物に関しては、いろんな危険であるというような懸念もいろいろ言われているんですが、その状況の中で遺伝子組み換えと、またゲノム編集を行った農作物のメリット、デメリットなど、

担当課はどのようにお考えなのか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 今御質問がありましたメリット、デメリットと申しますのは、ちょっと公的機関のほうが出したメリット、デメリットというのはございませんので、ちょっと別の回答の仕方なんですけども、私のほうで調べたりして確認したところによりますと、遺伝子組み換え農作物につきましては、国においてですね、国において、例えば食品としての安全性、飼料——家畜のですね——飼料としての安全性、生物多様性への影響ということについて、法律に基づきまして、それぞれ科学的な評価を行って、全てについて問題のないもののみが輸入、流通、栽培等される仕組みとなっておりますという形でございます。ただし、そういうちゃんと検査が通らないといけないよというような仕組みになっておるようでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 今、この日本というのは、そういった輸入に関して非常に規制が厳しいわけですね。例えば遺伝子組み換えに関しても、例えば農薬の残留濃度に関しても非常に検査が厳しいと。しかし今、この近年、そういった多国籍企業、グローバル企業、主に大資本を持った企業によって、そういった規制を緩和しろというような圧力というか、そういった圧力を今、十分国は受けているんですけど、それはTPPとか、FTAとか、そういった問題に発展していくのではないかというような懸念もあります。

やはり私が考える中で、その遺伝子組み換えのメリットというのは、たくさんとれて、まず虫がつかない。そして枯れない。そして除草剤のグリホサートに対して抗体を持っている。ということで、遺伝子組み換えの農作物を育てて、今まで除草作業をしていたんですが、直接その農作物に対して除草剤をかけることができるわけですね。そうなれば、遺伝子組み換えの農作物から、やはりどうしてもグリホサートが検出されるわけです。まずこういった危険性もあるということをお互いに、やはり担当課の農林課さんと一緒に研究していければ、私も幸いなんです。

ちょっと次の質問に入りたいんですが、主要農作物種子法が廃止され、遺伝子組み換えの主要な農作物の作付がオーケーとなったんですが、現在、宇美町の住民の健康、宇美町の土壌がそういった遺伝子組み換えの農作物を作付されることによって侵されることが十分に懸念されると。

先月、国会議員の28名の方が毛髪を検査を行いました。そうしたら、その検査をされた中の19名の方、約7割の方の毛根からグリホサート由来の物質が検出されています。基本的に、除草剤グリホサートの裏には生分解性で、水に溶けるといことが書かれてあるんですが、実際そうではなかったと。そのことに関しては、過去にフランスの裁判所でモンサントと団体が、そういう市民団体が裁判を起こしまして、モンサントは裁判に負けたという結果が出ております。ということで、やはりその人的にも被害があると、影響があると。そして、この除草剤というのは、

ベトナム戦争以降、急激に伸びたわけですが、普及が。1960年代から、米、麦に関しては2倍の生産量、生産されるようになりました。

でもその裏で、除草剤は約15倍から20倍使用されていると。そして除草剤が使用されることによって、1960年代、これはベトナム戦争以降なんですけど、それから土壌でミミズが減少したと。ミミズも減少したと。つまりこのグリホサートというのは、健康にも、また土壌にも影響を与えるということで懸念されているんですが、そういった中で、ちょっとこれ極論にはなるんですが、宇美町でこういった除草剤に耐性をもった遺伝子組み換えを作付するということは、やはり宇美町の町民の皆様の健康と、また土壌汚染につながるのではないかとということで、これは極論なんですけど、宇美町においてこういったゲノム編集や遺伝子組み換えの農作物の作付禁止条例などは制定することは可能なのか、可能でないのか、担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） まず最初に、条例でできるかできないかというのにつきましては、町長に条例制定権というのがありますので、法律とかに抵触してはいけませんけども、条例化はできると思います。それがまず最初ですね。理論上ですよ。

それで、今の宇美町のスタンスにつきましては、先般、確か入江議員さんの質問だったと思いますが、種子法の廃止に伴う影響のときも、恐らく回答したかと思うんですけども、昨年の平成30年4月の主要作物種子法廃止後につきまして、御懸念がございましたので、そのときも回答いたしましたけど、これは県レベルですけども、福岡県のほうでは引き続き、安定的種子といいますか、今までの国とかが研究した、それとか県の試験場が研究した種子を使っていくということで、作付誘導計画というのを立てておりますので、それに基づきまして宇美町においても、県に準じてそのみを、今、使っているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） あくまで福岡県に対して、宇美町も県独自の条例を制定してくれということで、意見書を提出していますが、あくまで今、この福岡県の取り組みとしては要綱なわけですね。あくまで条例をもって、その条例を制定しなければ、法的拘束力がないわけです。要綱というものは法的拘束力がないために、信じる、信じないとか、そういう話じゃないんですよ。しっかりとした条例を制定して、しっかり、この福岡県の種子を守ることが私は大切であると思うんですが、そのところはどう思いますか。要綱でいいのか、条例をやっぱり引くべきなのか。担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 私としましては、時任議員が言われているような実際の健康被害が実証されているというようなことであれば、それについては規制していく必要があると思いま

すが、今、私のほうが把握している段階では、そういうことも起こりうる恐れがあるということも言われておりますけれども、実際の国の動向といいますか、意向を見ますと、そこまでは言い切っておりませんので、今のところ、県に準じてやっていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 今作付がされてないのであれば、予防対策として、そういった条例を引くことも可能であると、そういった遺伝子組み換えの害がなかなか上がってこない、この日本では。ただ海外の、特にフランスとかイギリス、物すごく厳しいんですよ。フランスのカーン大学の実験で、これ調べてもらったらわかると思うんですけど、ネズミに対して2年間、遺伝子組み換えの農作物を食べさせたと。そしたら2年後、そのネズミはもうがんだらけだったというような結果も出ています。また、その他ほかにも、遺伝子組み換えの農作物というのは、虫がつきにくいと先ほど言ったんですが、BT剤という殺虫スプレーというか、虫よけスプレーがあるわけですね。その殺虫剤というのは、天敵微生物のたんぱく質からとる生物農薬なんですけど、この生物農薬を遺伝子組み換えの農作物の中に組み込むわけです。

そのBT剤、BTというものを、血漿たんぱくをつくって、そのたんぱく質をDNAの中に組み込むと。そうすればBT剤の散布する農薬よりも、はるかに濃度を増したそのBTが植物の体の中に含まれるわけですね。これは海外でもいろいろ研究結果出ているんで、ぜひいろいろと調べていただきたいんですけど。それを食べることによって、そのBT剤が含まれた農作物を食べることによって、そのBTが人間の体の中に入るわけですね、腸内の中に。そして、この腸内の中で、このBT遺伝子が生成されていくと。BT剤はずっと体に残るわけですね。

よって、人間のあらゆる病気につながっていくと。主には原因不明の病気はほとんど多いですね。そういった病気につながっていくという結果も出ていますので、非常に、やはり私は、そういった遺伝子組み換えだとかゲノム編集だとか、そういった農作物は非常に危険であるというふうに思います。

続いて、学校教育課のほうに質問があるんですが、今、学校給食において、遺伝子組み換えの農作物や、先ほど言ったゲノム編集された農作物が使用されているのか、いないのか、担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） まず宇美町の学校給食におきましては、この遺伝子組み換え食品は、極力しないようにしております。宇美町教育委員会では、小中学校における学校給食の実施に当たりましては、学校長や各小中学校の給食主任、保護者代表、栄養士、学校教育課職員とで構成いたします宇美町学校給食運営検討委員会を設置いたしまして、年間を通じて協議を行いながら、栄養バランスのとれた、より安全な学校給食の実施に向けて運営を行っているところでござ

ざいます。

そうした中で、この物資の購入につきましては、栄養士を中核といたしました食の安全及び食育推進部会、また献立検討部会が中心となって選定を行っており、新鮮で良質な食材を選択するよう、常に注意を払い、遺伝子組み換え食品や保存料、また着色料等の食品添加物が入った食品は極力使用しないこととしております。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 済いません。極力ということなのですが、極力使わないということであれば、使うこともあるということですか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 給食物資につきましては、そのほとんどが福岡県の学校給食会から購入をいたしております。この学校給食会におきましては、この給食用物資の安全、安心を確保するために、食品添加物等の理化学検査、また微生物検査、DNA検査等の品質検査、残留農薬等の安全性確認検査等が継続的に実施をされておまして、安定供給が行われているところでございます。

そうした中で、昨年12月には、この九州8県の学校給食会が合同選定会を開催いたしました。この平成31年度、第1学期分の九州地区の共通の選定品が選定され、その中で表示義務のある遺伝子組み換え食品は認めないということが確認をされたところでございます。この表示義務のある遺伝子組み換え品の食品の主なものとして、大豆、トウモロコシ、パレイショなどが挙げられますが、加工食品や調味料等につきましては、その原材料が遺伝子組み換え商品かどうかというのが分別できないものがございます。そうした意味において、完全な除去は困難であるということですが、これまで同様に、組織的に継続的に協議を行いながら、特に学校給食会と連携、協力をいたしまして、より安全な給食の実施に努めてまいりたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） それでは、宇美町の給食では、遺伝子組み換えの食品を一切使っておりませんというようなことを公言することは、できないということですかね。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今、申しましたように、その現物そのもの、食材そのものとして表示義務のあるものについては、一切使っていないということを申し上げることができますけれども、先ほど話した、その加工品、また調味料等の一部には、そういったものが含まれているかもしれないと、そういった意味においては、完全に除去はできませんので、公言するというものについては、ちょっと難しい面があるかなというふうには思っています。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 本来であれば、宇美町の給食には遺伝子組み換えの農作物を一切使用しておりませんということが公言できるような学校給食にすれば、やはりそういったところに関心がある、子育て世代のお父さん、お母さんたちは、この安心、安全な給食なら、宇美町に引っ越してこうかなと、宇美町すごいなということで、そういった意味では町の魅力を発信できると思うんですけど。やはり今、この状況の中で、なかなか遺伝子組み換え農作物を混入しているか、していないかがよくわからないということが、ちょっとこれはいささか危険ではないかというふうには感じるんですが。

やはりその学校給食を行っていく中で、地産地消を私としては求めていきたいと、全てに学校給食を地産地消でやるのは難しいかもしれませんが、そして何よりも、学校給食というものは子どもたちが食べていきますんで、例えば小麦にしても、国産のものであればいいんですけど、これが海外のもので、アメリカから輸入されてくるようなものであれば、その小麦を生産するときにグリホサートを使って、そのグリホサートが体内から検出されると。今、アメリカは、先ほども言いましたが1960年代からベトナム戦争以降、この40年間にわたって全米国内に除草剤の使用が拡大されたわけです。今、アメリカの人口3億人いるんですけど、そのうちの1億人、約3人に1人は肝疾患を抱えているわけです。

これは子どもたちも同様のことが言えます。なぜ、こういうふうな状況になるのか。なぜ、今までかからなかった病気にかかるのかというのは、やはり日ごろの食生活、食であったりとか、そういった除草剤であったりとか、農薬であったりとか、食品添加物であったりというふうには思うんですけど、でもそういった中でしっかり、宇美町としては遺伝子組み換えの学校給食を使っていますと公言できるように、学校給食を健全なものにしていきたいんですが、その点についてどうお考えなのか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今現在、国内で流通しているこの遺伝子の組み換え作物というのは、食品衛生法に基づく安全性の審査を経て流通しているということでございますけれども、現在この遺伝子の組み換えの表示制度につきましては、義務と任意ということになってはいますが、また2023年の4月からこの制度が変更になるというふうな情報も得ているところでございます。

そして、動向に注視しながら、より安全な給食を実施できるように、またおっしゃられるように、宇美町としてこういったものは一切使っていないということが公言できるように、取り組みに努めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） それでは、引き続きまして質問事項2に入りたいと思います。

宇美町町内において、除草剤グリホサートの使用状況と、今後の使用についてお伺いしたいと思います。

では、今世界各国におけるグリホサートの使用状況について、どのようになっているのか担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 世界的なことでございますので、インターネットで調べた情報しかなく、未確定なものでございますので、この場でおきましてどこの国がどのような形で禁止しているとか、どこの国が使用しているとか、そういう答弁はちょっと控えさせていただきたいと思っております。

インターネットの情報によりますと、ヨーロッパ、アラブのほうでは禁止や一部禁止に向けた動向が多少見受けられます。その他の国では、使用することを制限しているようなことはないみたいでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） これ調べる際に、カリフォルニアの事例なんかも調べられたと思うんですが、ではカリフォルニアではどのような扱いをされているのか、そのグリホサートはですね。そのことについて担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 禁止というふうに見ております。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 今、アメリカのカリフォルニア州では、グリホサートはもう全面的に禁止されていまして、毎日のようにテレビCMでグリホサートの健康被害について放送され、その健康被害が起きた方には、裁判を起こしなさいと、ちょっと日本でいう過払い請求の裁判ですか、あれと似たような感じで、もう毎晩のようにテレビCMされているわけです。

それでは、このグリホサートが非常に危険であると、国によっては個人で持っては、使用してはいけないとか、もう国によっては全面禁止であったりとか、今このグリホサートというのは、世界の中では排除されようとしている除草剤なんですね。

先ほど言いましたが、その生分解性で水に解けます、水溶性ですと書いてあるけども、毛髪から検出されているわけですね。ということは、分解されないということなんです。

これは、もう今結果として国会議員の28名の方が検査されて、19名の方が毛根からそのグリホサート関連のものが検出されているということで、非常にこのグリホサートの危険については懸念があるということなんですか、それでは、現在宇美町のこの行政において、グリホサート

の使用状況について、どのようになっているのか担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 町内といいますより、私どもが管轄するのは公園、道路敷ということで回答させていただきたいと思います。

平成28年6月定例議会の一般質問におきまして、時任議員より宇美町における除草剤、グリホサートの使用について質問がっております。そのときの回答ですが、今後使用については見直しを検討する旨の答弁を行っており、その後同年の8月以降の除草剤の使用については、使用していないことを本年の3月議会において、当初予算の議会、質疑の中で御報告をさせていただいたところでございますが、その後当町が除草剤グリホサートを使用していないことについて、県内での自治体、または議員、住民の方から問い合わせがっておりますが、除草剤の使用を禁止しているのではなく、除草剤を使用していないと回答しているところでございます。

今後につきましても、個人的な使用の制限はできませんが、建設・都市計画課が維持管理を委託しております公園、道路敷等におきましては、除草剤を使用せず、草刈り等で対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） じゃあ、今使用していないということなんですけど、なぜ使用しないのかというところを聞かせていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 公園等というのは、小さなお子さんから大人、お年寄りまで出入りするところでありまして、憩いの場でございます。

そういうところにおきまして、やはり国がうたっております安全という言い方はできませんけれど、希釈を誤らなければ使っていいこのグリホサートでございますけれど、やはりそういうふうな方々が入り出すところであっては、やはり差し控えたほうがいいと私は思っております。

ですから、薬剤の使用ではなく、草刈り等でしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） やはりこの宇美町の行政が行う仕事で、今後グリホサートの使用についてどうすべきなのか。今後はもう使用しませんということでいくのか、これから先ちょっと変わるかもしれませんということがあるのか、私としては使用しないほうがいいと思うんですが、その辺について担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 宇美町というより、私がしているのは公園と道路敷という

ことで、建設・都市計画の課長といたしましては、使用しません。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） じゃあ、今後使用されないということで間違いないということですね。

ただ、この地方行政組織において、宇美町の行政がグリホサートを使用しないことは、全国的において私は先進地であると考えます。

ほかの自治体も必ずグリホサートを持っていますし、そのグリホサートを使用している自治体というのはかなりあると思うんですけど、こういった意味で宇美町はある意味でそういった環境衛生都市といいますか、これ先進地で、私たちの町で行う、宇美町が、行政が行う仕事として、グリホサートは使用しておりませんということは、これもっと公にして公言して、ほかの自治体もなぜ使わないのかというようなことで周知徹底を図っていただきたいというふうに考えているんですが、その辺について担当課はどのように考えるか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） これは、あくまでも国といたしましては、販売を許可しているものですから、当町といたしましては、こちらのほうに連絡があれば使用していないという旨は伝えますが、こちらのほうから発信するということはございません。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 国はいいと言っているんです。アメリカもそうでした。国はいいと言っています。でも州ではだめだと。これは、私は使用しないということは、これは予防措置なわけです。そして、この使わないということが町の魅力になるというふうに私は考えています。

海外で、あらゆる国で禁止されていますね。日本ではオーケーなんです。なぜオーケーかということも考えないといけないということなんです。

よって、今この宇美町が使用しないということは、これから先の未来において予防対策をしているわけです。予防措置をしているわけです。今アメリカで裁判沙汰で、モンサントはあらゆる裁判を抱えて、もう何千億円という損害賠償なわけです。

大体アメリカでこうなれば、10年後、その流れは日本に来るわけです。だから、日本でもこれから10年して、そういったグリホサートの被害で苦しまれた人が裁判を起こすかもしれないんです。そうなった場合に、町が訴えられるかもしれないんです。町が公園にまいてます。私この周辺に住んでいます。非ホジキンリンパ種になりました。どうしたらいいんですかと、こうなってもらったら大変なことになるわけですね。

だから、今宇美町が使用しないということは、これから先未来において予防措置をとっているということで、これはすばらしいことであると。宇美町から公言することはありませんが、例えばこういった問い合わせがあるときには、しっかりこういった回答をしていただきたいと思うの

ですが、その辺についてどうお考えなのか、担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 当課といたしましては、先ほど申し上げた理由によって使用していない、今後も使用しないということは伝えます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） いや本当、グリホサートを使用していないということは、本当にこれは私は誇らしいことであるというふうに考えております。

やはりそのグリホサートを使用していないというのは、本当もうないと思うんですよね、こういう自治体で。これが宇美町がそういった先進地となって、もっとそういうことをPRしていけば、おのずともう末永く安全が担保された町だということで、宇美町に帰ってこうかと。Iターン、Uターンを促して、そういったことに関心がある人が宇美町に住んでいただけるのではないかというふうに私は考えております。

それでは、質問事項3にいきたいと思います。

グローバリズムのもたらす影響下のもとで、どのようなまちづくりを行うのかについてお伺いしたいと思います。

そもそも、このグローバリズムというのは、地球を一つの共同体と見なすことであります。通例では、多国籍企業が国境を越えて地球規模で経済活動を発展する行為や、自由貿易及び至上主義経済を全地球上に拡大させる思想でもあると考えます。

また、前アメリカ大統領のブッシュ親子がよく口にしていましたニューワールドオーダー、NWOですね。新世界秩序とまた同等の思想でもあると、このグローバリズムというのが。

じゃあ、このブッシュ大統領がよく言っていたこのニューワールドオーダーですね、この新世界秩序は一体どういうものなのかと。これは、世界を統一して世界政府をつくりたいわけですが、唯一の。唯一の世界政府をつくるためには、さまざまな国家が障害になるわけです。よって、その国家を弱体化させるために、今多国籍企業というのは急激に成長しているわけですね。

最近でいうと、この農薬問題、化学農薬ですね、農薬の問題でも、まずそのグリホサートに関連していくんですけど、世界最大の農薬会社はどこにあったのかと、これスイスにあったんですね。シンジェンタという会社です。このシンジェンタという会社は、ここ近年ケムチャイナという中国の農薬会社があるんですけど、化学会社が、そこに買収されています、中国に。幾らだったかな、金額として4兆9,000億円で中国の企業に買収されています。

今除草剤の7割というのは中国で製造されて、グリホサート関連のその農薬というのも75%。そのグリホサートに含まれる海面活性体も、非常に危険性が高いのじゃないかというような状況

になっています。

そういった中で、このグローバリズムの多国籍企業の影響のもとで、この日本では、まず主要農作物種子法が廃止されました。種苗法も改正されております。ここ最近では、国有林の管理経営法も改正されております。これは非常に危険なんですね、国有林の管理経営法が改正されるということは。

あともう一つ、水道の民営化、あと漁業法の改正、こういったものは、こういった事業というのは、私たちのライフラインなんです。水にしても種にしても、漁業にしても、森林にしても、これは私たちのライフラインで、本来こういったライフラインというものは、国、県、市、町、村が行う事業なんです。やはりこのライフラインという事業は、やっぱり行政が行う仕事なんです。

今、そこを日本の政府は、今現在そういった事業を海外に売却しているわけです。今大セール中なんです、実は。そして、こういった国や県や町が行う、本来ライフラインの事業が、多国籍企業が今買い付けに来ているわけです、日本の。

本来、私たちのライフラインというのは、行政が行うもの。それが、今日本はそういった部分に開国しました。外国の多国籍企業をどんどん受け入れまして、なかなか日本の企業はそこまで多国籍企業みたいに莫大な資本を持っていませんから、水道民営化にしても、森林にしても、漁業にしても、海外の企業が日本に算入してくるわけです。

本来、私たちのライフラインであるべき仕事が、この多国籍企業に乗っ取られたら私は非常に困ると。やはりこのグローバリズムの影響なんです、これも。グローバル企業の影響で、今日本は開国中なわけです。

では、世界各地でこういった禁止された農薬、除草剤、食品添加物、ワクチン、なぜ日本はこういったものが合法的に使用されるのか、なぜ今こういった状況にあるのか、海外では禁止されているけど、日本ではオーケーと、なぜこのような状況にあるのか、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 答えが出る方程式の答えを何か求められているようで、非常にとまどっておりますけれども、確かに今るる本当にグローバルな視点で、時任議員のほうから世界の情勢、グローバリズムというのは、基本的には世界は一つという、これも感覚的にはわからないことなと思いますけど、ただもう今日本の宇美町の話をしております。そうした中で、先ほど来から除草剤のグリホサートのこと、それから遺伝子組み換え、あるいはゲノム編集ですね、いろいろそのいわゆるどちらかというデメリットに軸足を置いた議員のほうから説明がございました。

聞いておりますと、ああ、そういうことか、なるほどなと思う部分もありますけれども、ただ

我々やっぱり行政は、まず原理原則はとにかく公的な根拠、これでしか動けません。

先ほど担当課長答弁いたしましたけれども、このいわゆる議員のほうからする今説明ございました内容につきましても、これは国の食品衛生法でありますとか、食品安全基本法、それから飼育安全法など、国が最新の科学的知見を結集して、そしていろんな審議会を経て、そして基準にお墨つきいうか、規格として合格を与えた内容でございます。

これをやっぱり日本は法治国家ですから、国が定めた法律を市町村のいわゆる同じ行政ラインの公が末端でそれを全面的に否定をしていくということは、これは絶対にあってはならないと、このように思っております。

そういう意味で、先ほど来から条例化、条例化ということございましたけれども、担当課長のほうから条例の設定権は町長にあるから、町長が考えればと、これはあくまでも理屈上ですけれども、という答弁もありましたけれども、そういう意味からも、これについては宇美町として条例化はすべきではないというふうに、私自身は現段階で判断しておりますし、また議員のほうで将来に向けていろいろ御心配の旨も、よく今の説明を聞いて、確かに全面的にそれはもう行政として、公として、これを全く無にするというか、聞けないという内容ばかりではないかなという、確かに禁止をしている国や地域もあると、そういった現実と照らし合わせてみますと、農薬ですから、幾ばくかのやっぱり体に与える影響部分では、やっぱりよろしくない部分も、このグリホサートに関しては、そういう面もあるんじゃないかな。

でも、例えば薬品にしてもいろんなもの同じだろうと思うんですよね。この基準であれば安全ですよというところの基準を我々は遵守をして、そして適切に使っていくという、こういうやっぱりスタンスが基本的には大事なんではなかろうかというふうに思っておりますので、先ほど都市計画課長、それから学校教育課長も答弁いたしましたけれども、そういう視点で予防の予防という観点で、極力使わなくて、例えば草刈り等で済む、あるいは学校給食会、いろんな規格を経て、審査を経てお墨つきをいただいたものについては、これは使っていくけども、あえて積極的にそういうものを取捨選択をして使っていくというような、そういったような使用については、行政として宇美町は差し控えていきたいと。

条例化は、非常に厳しいと思いますけれども、使用の過程において、公共的な部分においてのその使用については、今後差し控えていくと、こういう方向で進んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 最後のお話は、ちょっとグリホサートの件について話をされたということですね。（「ああ、そうです」と呼ぶ者あり）そうですね。はい。

私はその条例といったのは遺伝子組み換えされた農作物と、ゲノム編集された農作物の作付を

禁止してみたらどうかという、グリホサートは条例は厳しいかもしれませんが、この厳しいというか、時代が先になれば、そういうことも健康被害がどんどん膨らんで、原因不明の病気がいっぱいふえれば、そういう条例も今度は国自体が法律でつくる可能性はあるんですが、私が言っているのは、遺伝子組み換えの農作物、ゲノム編集された農作物の作付禁止条例のことを言っています、今段階作付はされていないわけです。

国がいいですよ、主要農作物種子法が廃止されて、その農作物育てて、そこに除草剤のグリホサートかけても大丈夫ですよという。ただ、今作付されていない状況で、先ほども答弁されましたが、宇美町は作付されていないと。ほとんど福岡県においても、作付されていないということなんです。

そこで、条例を予防線として、防衛線としてつくってみてはどうかと。これは、私は意識改革でしかないと考えております。こういった危険性をいかに察知して、意識を変えていくか、私はこの意識改革でまちづくりができると思っているんですよ。

例えば宇美町では、遺伝子組み換えされた農作物を作付しないということであれば、宇美町の土壌、そして宇美町に住む住民の皆様安全性がこれから先未来担保されるわけです。それが意識改革で、私は宇美町の魅力あるまちづくりは発信できると思うんですが、その点町長どうお考えでしょうか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 先ほどの私の答弁はグリホサートの使用についての見解を述べましたけども、今のその遺伝子組み換えとか、ゲノム編集ですね、それから作付の問題についても同じですけども、冒頭の答弁の中で言いましたけども、やっぱり日本は法治国家、そして国が定めたいいわゆる法律制度のもとで、各基礎自治体もいわゆるそれを遵守しながら動いている。

こういう位置づけの中で、それは確かに宇美町が先頭を切って、そういった作付はもう宇美町は認めませんよと言え、それはセンセーショナル、確かに議員が言われるとおりでしょう。

しかし、この法治国家としてのいわゆる日本国という、例えば国際的な日本の信用とか、あるいは国内におけるそのいわゆる混乱、これは想像するに絶するものがあるんだろうというふうに思います。

だから、我々は行政としてやっぱり一定責任があります。そうした中で、そういう宇美町の何かそういったアピールのために、そういったルール、掟を侵してまでやっぱりやることについては、これは公としては絶対にやるべきでない、すべきではないというふうに思っておりますし、むしろその範囲の中で基準を守って、適切に運用、そしてそのいわゆる使用を図っていくということが、基礎自治体としてできる最大限の要望であり、普及ではなかろうかというふうに考えておりますので、作付につきましても、同じような答弁になりますけれども、そういったことでご

ざいます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 町長、そのことで宇美町がPRできるということを、私は第一に置いているわけじゃないですよ。私が第一に置いているのは、宇美町にお住まいの方の健康と、宇美町の土壌を守ることがまず第一です。PRすることが第一ではないです。

だから、そういったことを防衛線を張るために、これから先の未来を担保していくために、こういうことを条例をつくって見たらどうかというふうに私は言っているわけです。

何よりも宇美町独自でそういったものを研究していただきたいというふうに考えるんですが、その点についてどうでしょう、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 研究ということについては、先ほど言いました、2年前の3月議会ですか、時任議員のほうから御質問があって、それ以前も、そのときも使っているのかどうか、極力使っておりませんという答弁をさせていただいたと思いますけれども、それらと何ら対応は変わっておりません。

なぜいけないのかと、その正式に例えば調査研究というテーブルに上げて、事細やかに調査研究をしたという、そういう足跡はございませんけれども、ただやっぱり精神的には、そういうような考え方を踏襲して、そしてやっぱり一定ですね、絶対に100%安全ではない。売られてあるけれども、使用上の注意とか当然書いてありますので、これはそういった野草とか作付、食物に限らずですね、いろんな部分でも取り扱い上の注意というのは、それは機械の部品の場合だって全部安全に使ってくださいというただし書きは、注意書きはあるわけですから、そういう意味では、継続して研究をし、そしてその方針を貫いているというか、そういう状況だろうと思いますので、そういったPRではない、もう安全・安心を守るというけども、先ほど来から言いますように、公はやっぱり公的な根拠、これをよりどころにしなければいけないということがありますので、議員のいろんな情報収集されて、非常にグローバルな情報も知って、世界的な情報、それから国内の情報をかみ合わせて今るる御質問いただいておりますけれども、それがじゃあよりどころが公的なところのいわゆる出所、そういう根拠に基づいたものかという、これは私どもは非常にクエスチョンの部分がやっぱり大きいので、今後調査研究をされますかというような御質問でございますけども、そういったいわゆるよりどころになる公的な根拠も含めて、それから将来的には絶対そういうふうになるというふうに断言されますけども、今後のそういったいわゆる食物分野においてのそういった国の動向、県の動向等も今後は注視をしながら、情報収集とかに努めていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 今町長言われましたが、その除草剤でも取り扱い説明書に基づけば、安全であるという認識ということで間違いはないですか。そこをちょっと確認です。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 間違いはないということを、ちょっと私と言えるかどうかはわかりませんが、ただいろんないわゆる検査、それから審議会でのいわゆる協議、いろんなハードルを越えて、そして今、公に認知をされているから、今販売もあっておる。

しかし、これ例えばグリホサートに関して言えば、この程度に薄めて使用してくださいとか、そういう注意書きをつけた上でやっぱり使用が、もうこれは許可をされておるといような状況ですから、そういう意味では、そういう基準を守って、正しく使用する場合はですよ、していくことが重要ではなかろうかということをお願いしておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） それと、先ほども私言ったんですけど、国会議員の28人の方に、グリホサートが体から検出されて、19名の方が検出されたら、70%の方が。だから、これ安全じゃないというふうに私は考えるんですが、その点について町長はどう考えられますか。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 28名の議員さんの中で、19、70%。ただ、私はその事実をちょっと知り得ておりませんので、ちょっとわかりませんが、ただ単純に言えば、どのような検査でその19名から、毛根だろうけど、これがグリホサートに起因するものか、ストレートですね。

そういったいわゆる条件環境もちょっとわからないままで、19人出たから、例えばその密室で、グリホサートの使った方、使っていない方を例えば仕分けをして、そのグリホサートの使用と不使用に特化して行った検査で、そういう結果が顕著になったのであれば、そういうことでしようけども、いわゆる調査に至る土壌がちょっと全然不明確ですので、一概にそれどう思うかと言われても、ちょっと答えようがございません。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 私の考えの中では、生分解性で安全であるというふうに記載されていますが、そのことが本当に安心・安全なのかということにまず懸念があるわけです。

髪の毛から検出されるということは、間違いなく体の中にグリホサートがあるわけです。そのグリホサートが体内に入ることによって、いろんな病気を起こすわけです。それが問題であると。

安全と言っているけれども、安全なら体に入らないわけです。グリホサートはもともと危険なものなんです。ベトナム戦争の枯れ葉作戦で、いろんな除草剤、ベトナムでまいた結果、いろんな子が障がいを持った子がたくさん生まれて、これ今でもベトナムでは問題なわけです。

それが、国は安全と言っているから、公的機関は大丈夫というけど、ほかの公的機関のことは

わかりません。安全その根拠がないと。これはお互いに今のところ根拠がないわけです、安全か安全じゃないか。

だから、宇美町で独自でそのいろんな研究機関に行って、いろいろその調査してほしいんですよ。安全か安全じゃないかという根拠、そこをしっかりと調べてほしいんです。その調べることによって、宇美町にお住まいの方の安心・安全を担保してもらおうということを、私は言っているんですけど、そのことについてどうでしょうか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 冒頭申し上げましたように、国が法律制定に至る前に科学的治権を結集して、本当にいろんな専門家の方の目を通し、いろんな実験を踏まえて、実証実験を踏まえて、そしてつくられた制度、法律でございます。

だから、それをまたそれ上書きして、しかもいわゆる非常に小さな宇美町レベルで、その安全と言われた基準、これを覆すような例えばそういった調査、そういった専門的な知識、技術もございませんし、宇美町単町で国のそういったそのいわゆる厳格な、公正なその検査以上のうちが検査ができるかちゅうと、それは非常にはたはたちよっと疑問のところもございまして、ただ今回このような御指摘ございましたので、今まで以上に例えばそういった遺伝子組み換えとか、それによる作付とか、除草剤あたりの使用について極力、除草剤は除草剤で言いましたように、これはある意味農薬、何ていうのですかね、ですからいわゆる菌あたりを殺す、そういう効果を持った薬剤ですから、それはもう当然使うよりは使わないほうがいい。これはもう心理だろうと思うんですよね。

だから、極力そういう方向に向かうような、公としては今後継続して取り組みをしていきたいと。今答えられる範囲としては、そういうところだろうというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 私が、今、宇美町が除草剤を使用していないということは、グリホサートを使用していないということ、行政が町の仕事で、それがもう本当にすばらしいことであるというふうに感じております。

やはり遺伝子組み換えの件もそうなんですけど、宇美町が研究してどうのこうのではなく、その研究されているところに行って、そういった研究された結果をいろいろと情報を収集して、どれが正しいのかということは、自分で考えないと今の時代わからないんですよ。

例えば、これは安全であるというけども、要はメーカーから莫大な資金が入るわけです。これが反対であると言った科学者は、そこの機関からリストラされて外されるわけです。そこはしっかりそういった研究結果というか、そういった事例もあります。

だから、例えばアスパルテームとか、人口甘味料のアスパルテームとかでサール製薬とかで検

索していただければ、そういったことがもうちゃんとわかると思います。事例が全て出ます。全て見られます。

だから、宇美町としては、やはり宇美町の町民の生命と、その命の安全の土壌を担保していくために、こういった調査をしっかりとやって、この安心・安全が担保できて、将来先、宇美町に住みたいなど、宇美町は水源地ですから、除草剤の散布をしてもらったらもう困るわけです、下に住む人たちは。

今現在、町がまいていないということは、本当にすばらしいことなのですが、その安全を担保していくために、これからそういった研究をしていただけないかということなんです。その辺についてもう一度お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 結局同じ繰り返しになるとは思いますけども、調査研究は、もう一宇美町という小さな基礎自治体が担う任ではないというふうに思っております。

それから、今これは明白になっている、これは確かなんですという、言葉では今議員言われますけども、我々は今議員が言われるたしかなんです、そうなんですと言われるそうなんです、たしかちゅう根拠がないんですよ、根拠が。

だから、公が事を発する法を生み出すときには、一定のやっぱり万民に通じるやっぱり公的な根拠がないと、足は踏み出せないという、もともとの原理原則がありますので、そういった意味から、その調査も今公然といわゆる規格を通過して、そしてもう市販、日本国じゅう津々浦々どこでも販売されている。

日本の全国津々浦々、それが使用されておる、そういう状況の中で、そういったこともせずにうちが独自に調査研究をして、しかも国のそういった専門家とか、いろんなところでハードルを越えた品物を、うちが独自に調査をして、これおかしい云々という、そういうような専門的な技術、識見もございませんので、かえってその調査することで、すれば結論を出さなければいけない。その結論もなかなか難しい。

だから、そのために国のそういった機関で検査をされ、実証実験をされ、そしてそれを通過したものが今市販されている、出回っている。我々はやっぱりそういう認識でございますので、町としてそういったことに特化して調査を進めていくということはこれできませんし、ただ、情勢としては、今後の将来に向けて住民の方の安全・安心を無視していいということを行っているんじゃない、これはないわけですけども、当然それは住民の方の安全・安心、これはまず最優先して守るべきことでございますけれども、動向については、そういったそのいわゆる今後国全体の動向、あるいは世界的な動向も、広く情報収集しながら見極めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） そうであれば、まずそのいろいろな情報を収集して、いろいろと研究とはいきませんが、いろいろなお互いに情報を共有して、これから新たな取り組みができればいいなというふうに私は考えております。

以上をもって私の一般質問を終わるんですが、今この日本はグローバリズムの影響をもって法律も変えられ、安全と言われて使われている農薬が実は安全でない。そして、いろんな障がい体が残るとというのが、今の現状ではないかと。

やはりそういった意味で、こういった例えば危険であるものとか、私たちのよく日常生活で使われるものに対しては、町が率先してそういった調査研究を行う、まず情報収集からでもいいです。私はそういった町が本当に魅力ある町で、またこれが魅力あるまちづくりにつながっていくというふうに考えております。

よって、私は例えば日本の国民性、例えば日本の文化、日本の国土を破壊するようなこのグローバリズムとは、断固として闘っていきたいということを決意しまして、私の一般質問を終わります。どうも。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼、お疲れさまでした。

○議長（古賀ひろ子君） お疲れさまでした。

14時21分散会
